

「教育福祉(Edufare)」社会をめざし社会的対話をすすめよう

# 日教組 政策制度 要求と提言

第13集

2026年度版

# 日教組 政策制度 要求と提言

第13集 2026年度版

## 目次

発刊にあたって..... 1

### 重点政策

子どもの学習権を保障し、学びの共同体としての学校改革..... 3

カリキュラムのあり方..... 4・5

全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣調査のあり方..... 6

デジタル・シティズンシップ教育..... 6

子どもを主体とする教育改革..... 7・8

特別支援教育からインクルーシブ教育へ..... 9～11

部活動の地域移行に向けて..... 12

後期中等教育の機会均等..... 13・14

教育財源の確保(教育全体)..... 15・16

教育財源の確保(義務教育)..... 17～19

教育環境の充実..... 20・21

学校の働き方改革の実現と労安体制の確立..... 22～26

政策決定過程への女性の参画..... 27・28

ジェンダーの視点に立った社会制度・慣行の見直し..... 29・30

平和・人権政策..... 31・32

環境・エネルギー政策..... 33・34

## 政策各論

### I. 教育政策

#### 1. 教育政策

(1-1) 子どもの学習権を保障し、学びの共同体としての学校改革..... 36

(1-2) 全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣調査のあり方..... 36

(1-3) 教員の養成・採用・研修の改善..... 36・37

(1-4) 教科書検定・採択制度の改善..... 37

(1-5) 幼保一元化の実現と就学前教育の保障..... 37

(1-6) インクルーシブな学校づくり..... 37

(1-7) 学校段階間の連携・接続..... 38

#### 2. 教育内容づくり・学校改革

(2-1) カリキュラム改革..... 38

(2-2) カリキュラムのあり方..... 38

(2-3) 「主権者」教育..... 38・39

(2-4) 子どもを主体とする教育改革..... 39

(2-5) 人権教育の充実..... 39

(2-6) 環境教育、防災・減災教育..... 39

(2-7) 特別支援教育からインクルーシブ教育へ..... 40

(2-8) 部活動..... 40

(2-9) 教育の情報化..... 40

(2-10) デジタル・シティズンシップ教育..... 40・41

(2-11) 普通職業教育・労働教育..... 41

(2-12) ものづくり教育..... 41

#### 3. 後期中等教育改革

(3-1) 後期中等教育の機会均等..... 41

(3-2) 地域にねざしたゆたかな後期中等教育..... 42

(3-3) 高校入学者選抜改革..... 42

(3-4) 定時制・通信制教育の条件整備..... 42

(3-5) 若年者の就労保障..... 42・43

#### 4. 高等教育改革

(4-1) 高等教育改革..... 43

## 政策各論

### II. 教育行財政政策

#### 1. 義務教育費国庫負担制度2分の1復元・拡充、定数改善、教育予算拡充

(1-1) 教育財源の確保(義務教育)	43・44
(1-2) 教育財源の確保(後期中等教育)	44
(1-3) 教職員定数改善	44
(1-4) 教育環境の充実	44・45

#### 2. 高等教育、私学教育の充実

(2-1) 私学教育の振興	45
---------------	----

#### 3. 地方分権の推進、地方財政の確立、地方教育行政・学校運営組織の改革

(3-1) 持続可能な学校を実現する教育行政	45・46
(3-2) 教育環境の充実	46
(3-3) 学校運営組織と校務分掌の見直し	46・47
(3-4) 「自己評価」を基本とした学校評価システム	47

### III. 労働政策

#### 1. 公務員制度改革

(1-1) 労働基本権と公務員制度改革	47
---------------------	----

#### 2. 長時間労働是正

(2-1) 学校の働き方改革の実現と労安体制の確立	47・48
---------------------------	-------

#### 3. 権利確立、雇用・労働条件改善

(3-1) 教職員の給与制度	48・49
(3-2) 臨時・非常勤教職員等	49
(3-3) 高齢雇用・雇用と年金の接続	49
(3-4) ワーク・ライフ・バランス、ディーセントワーク、そしてWell-being	49・50
(3-5) 「指導が不適切な教員」の人事問題	50
(3-6) 雇用分野における男女平等	50

## 政策各論

### IV. ジェンダー平等、福祉・社会保障政策

#### 1. ジェンダー平等社会の実現

(1-1) 政策決定過程への女性の参画	50・51
(1-2) 男女の自立・平等・共生の教育	51
(1-3) ジェンダーの視点に立った社会制度・慣行の見直し	51
(1-4) 共生社会の実現	51

#### 2. 子どもの安全・健康権の確立

(2-1) 子どもの健康・安全	52
-----------------	----

### V. 組織政策

#### 1. 平和・人権・環境と民主主義

(1-1) 憲法理念の実現	52・53
(1-2) 平和・人権政策	53
(1-3) 環境・エネルギー政策	53・54

#### 2. 国際交流・国際連帯

(2-1) 国際連帯	54
------------	----

### VI. 専門部

#### 1. 専門部

(1-1) 幼稚園・認定こども園教職員	55
(1-2) 事務職員	55
(1-3) 養護教員	55
(1-4) 現業職員	56
(1-5) 栄養教職員	56
(1-6) 実習教員	56
(1-7) 学校図書館職員	56
(1-8) 寄宿舎教員	57

## 政策制度要求と提言 発刊にあたって

子どもをめぐる貧困、虐待、自死といった人権に関わる問題は、抜本的な対策が講じられないまま深刻化の一途をたどっています。25年5月にユニセフが発表した「子どもの幸福度」調査によれば、日本の総合順位は36カ国中14位(前回20位)でした。身体的健康は1位(1位)である一方で、「精神的幸福度」は32位(37位)と低迷しており、その背景には若年層の自死の多さがあると指摘されています。また、厚生労働省の22年調査では、子どもの9人に1人が相対的貧困状態にあることが明らかとなっています。

国連子どもの権利委員会から「過度に競争的で管理的な教育の是正」を勧告(1998年)されてから、まもなく30年を迎えようとしています。しかし、24年度の文部科学省調査によれば、小中学校の不登校者数は12年連続で増加して過去最多を続けており、高校でも高止まり状態となっています。私たちは改めて、だれ一人排除されることなく、だれもが安心して過ごせる学級・学校づくり、そしてすべての子どもの学ぶ権利が保障される公教育の確立を求めます。不当な差別や不就学の問題、強要される分離・別学など、山積する課題は地域・社会全体で解決すべき喫緊の課題であることを再確認します。

26年2月の第51回衆議院議員選挙の結果、平和と民主主義の堅持を掲げる勢力が後退し、軍備増強や「戦争ができる国づくり」を推進する勢力の議席が3分の2を上回りました。日本国憲法前文が誓う「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し」という平和主義の理念は、今、かつてない危機に瀕しています。こうした政治動向は、教育の自主性を脅かし、子どもたちを特定の価値観へと導く「教育の管理統制」を加速させかねず、強い危機を抱かざるを得ません。職場を中心とした子ども、地域の実態にねざした教研運動、保護者、市民との社会的対話の重要性が増しています。

現在、全国各地で深刻な教職員不足が生じており、欠員補充もままならず、現場の献身的な努力によって辛うじて学校が維持されている実態があります。長時間労働の常態化は、教職員の心身を蝕むだけでなく、教育制度の持続可能性を根底から揺るがす深刻な社会問題です。この未配置と過重労働は、単なる労働問題に留まらず、子どもたちの学ぶ権利を直接的に侵害するものです。教職員が時間と心のゆとりを失えば、一人ひとりの微かな変化に寄り添う、人権を尊重した教育は立ちゆきません。障害のある子、外国につながる子、経済的に困窮する子など、多様な背景を持つすべての子どもの育ちと学びを保障するため、教育予算の拡充と教育条件の整備を急がなければなりません。

本提言集は、2001年の第89回定期大会での運動方針決定以来、現場の切実な声を政策へと昇華させ、今号で第13集を数えるに至りました。これまで社会的対話の基盤として役割を果たしてきましたが、昨今は情報の即時性を求める声も多く寄せられています。そこで本集を一つの節目とし、社会情勢の変化へ迅速に対応するため、冊子体での発行を廃止します。今後は、年度内での随時更新・発信が可能なデジタル・データ形態へと移行いたします。

平和・人権・環境・共生を基盤に、子どもたちのゆたかな学びを保障し、教職員が希望を持って働き続けられる環境を整える。そのために、保護者や地域住民、市民社会の皆さまとさらなる連携を深め、憲法と子どもの権利条約の理念が息づく社会をともに切り拓いていきましょう。

2026年3月16日

日教組「政策制度要求と提言」第13集 作成委員会

### \*参考

【2026年3月3日 衆議院 文部科学委員会 松本洋平 文部科学大臣 所信表明演説より 日教組抜粋】

- これからの時代にふさわしいより質の高い学びの実現、多様な子どもたちを包摂するため、次期学習指導要領を中央教育審議会で丁寧に検討する。
- デジタルグローバル人材や地域の経済成長を担う人材育成強化のため、DXハイスクール事業等を通じた探究的、分離横断的、実践的な学びやAIを活用した個別最適、協働的な学びや英語教育などを推進する。
- 改正給特法などもふまえ、教職員が本務に集中できる環境づくりにむけ、学校における働き方改革をはじめ、「教師」志願者の確保、多様な分野からの人材確保等をすすめる。
- 中学校35人学級の実現にむけ、今国会での関連法案の成立をめざす。
- 質の高い教職員集団の形成をふくめた「教師」の養成、採用、研修の一体的な改革をすすめる。
- 教員性暴力等防止法や子ども性暴力防止法をふまえ、関係機関との連携も含めた厳正なとりくみやいのちの安全教育を推進する。
- GIGAスクール構想をさらに推進し、端末更新やネットワーク環境の改善、校務DXの加速化などをはかるとともに、関連法案の整備により教科書へのデジタル活用を可能としつつ、多様な現場実態に即した教科書の活用を促す。
- 少子化がすすむ中においても、生徒やスポーツや文化等の活動機会の確保のため、地域の実情もふまえつつ、部活動の地域展開、地域連携の全国実施をすすめる。
- 不登校児童生徒や小中高生の自殺者数は過去最多となるなど、極めて憂慮すべき状況が継続している。安心、安全な学校環境を守るべく、暴力行為やいじめへの対応や情報モラル教育を推進するなど関係省庁と連携し対策を推進する。
- 貧困や虐待などの困難を抱える子どもたち、夜間中学での学びを必要としている方など多様な背景を有する方が安心、安全に学べる環境を整備する。
- 共生社会の実現にむけて、障害のある子どもたちの自立と社会参加を見すえ、特別支援教育の充実にとりくむ。
- 経済状況によらず、質の高い教育にアクセスできるよう、教育の質の向上とあわせて、教育費の負担軽減を切れ目なく行う。
- いわゆる高校無償化に係る対応については、4月からの実施にむけ、全力でとりくむ。また、「令和7年度」補正予算に計上した高校教育改革のための基金を通じて、高校教育改革のとりくみを先導する拠点を創出する。
- 高等教育費については、本年度から実施している授業料等無償化の多子世帯への拡充を着実にすすめる。

以上



日教組「政策制度 要求と提言」

第13集 2026年度版

重 点 政 策

# I. 教育政策

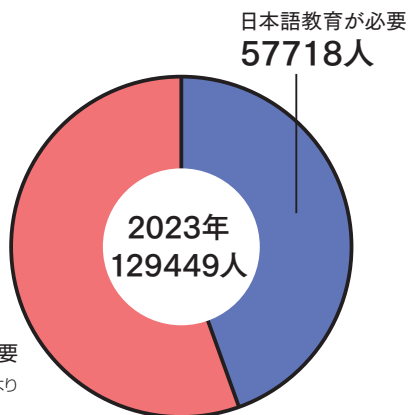
## 1. 教育政策

### (1-1) 子どもの学習権を保障し、学びの共同体としての学校改革

#### 外国につながる子ども

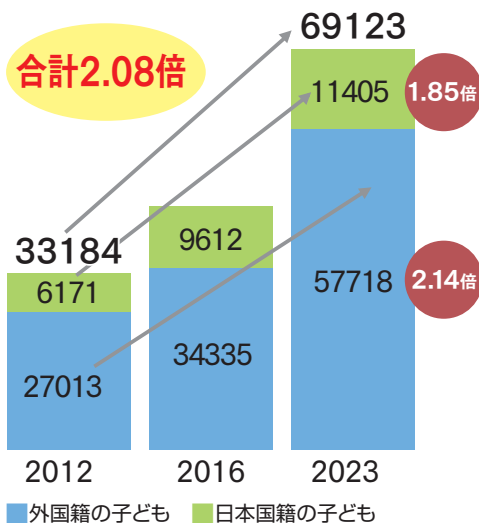
外国籍の子ども在籍数

**2024年**  
外国人の子ども  
不就学…1097人  
就学状況不明…7322人



■日本語使用 ■日本語教育が必要  
資料出典:文科省 外国人の子どもの就学状況調査より

日本語教育が必要な子ども



日本語指導が必要な高校生と  
高校生の中退率・進学率

	日本語指導が必要な高校生	全高校生
中退率	8.5	1.1
進学率	46.6	75.0
進学も就職もしていない	11.5	6.5
非正規就労率	38.6	3.1

中退率は日本語指導が必要な高校生が7.7倍にも及びます。

**日本語指導が必要な中学生の  
進学率90.3%** (全中学全体99%)

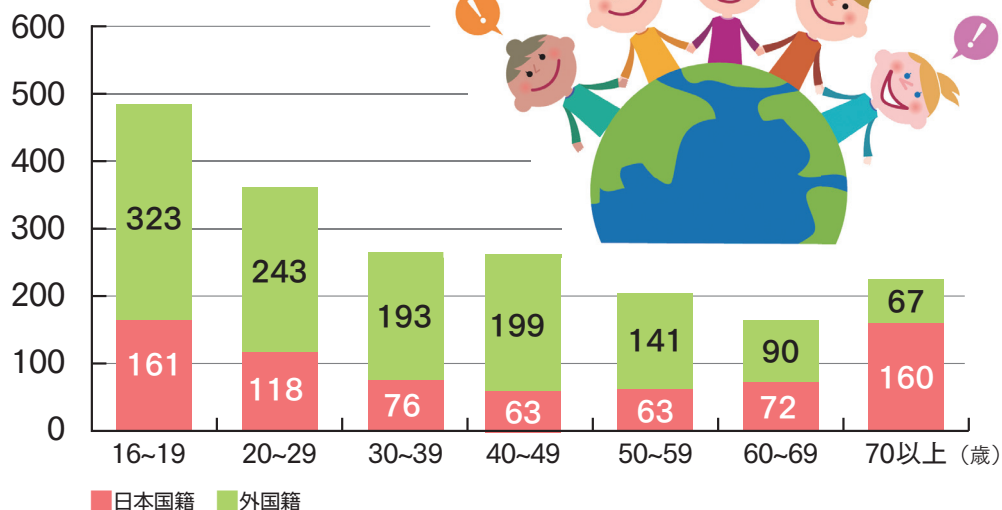
資料出典:日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査(文科省23年)

#### 夜間中学校

夜間中学は戦後の混乱期に義務教育を受けられなかった方々のために始められました。現在では様々な理由により教育を十分に受けられなかった方々の学び直しや、外国籍の方々が学習しています。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(2016.12)

- ・現在全国に62校が設置されていますが、都道府県と指定都市の設置率は46%にとどまっています。
- ・最近では外国籍の方々が減少傾向にあり、日本の若年層(特に19歳以下)が増加傾向にあります。
- ・不登校などによる理由で学齢期でも入学できますが、昼の学校に通えなくなった過密な教育課程など根本を解決すべきです。

年齢別国籍別人数



資料出典:24年度夜間中学等に関する実態調査(文科省)

# I. 教育政策

## 2. 教育内容づくり・学校改革

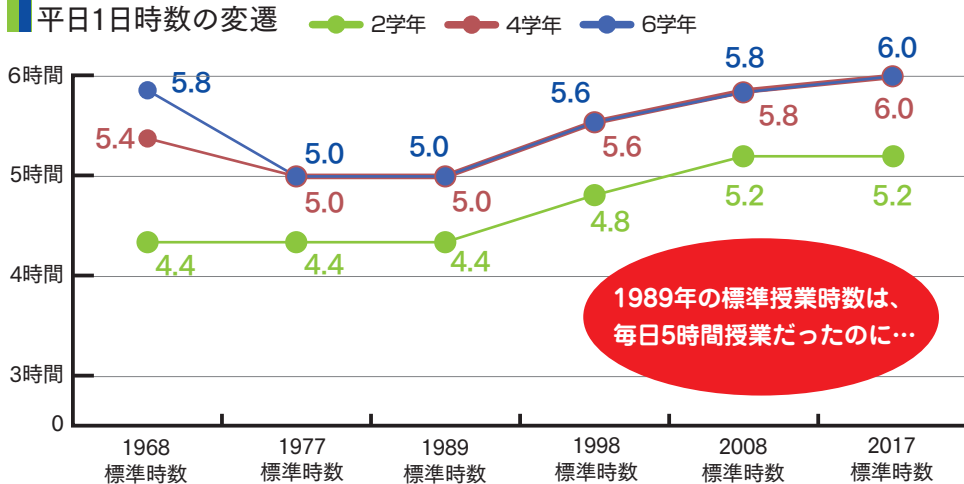
### (2-2) カリキュラムのあり方

#### カリキュラム・オーバーロードって？

カリキュラム・オーバーロードとは、「国の教育課程基準にもとづき学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもに過大な負担がかかっている状態」を意味します。

子ども・先生に負担がかかっている

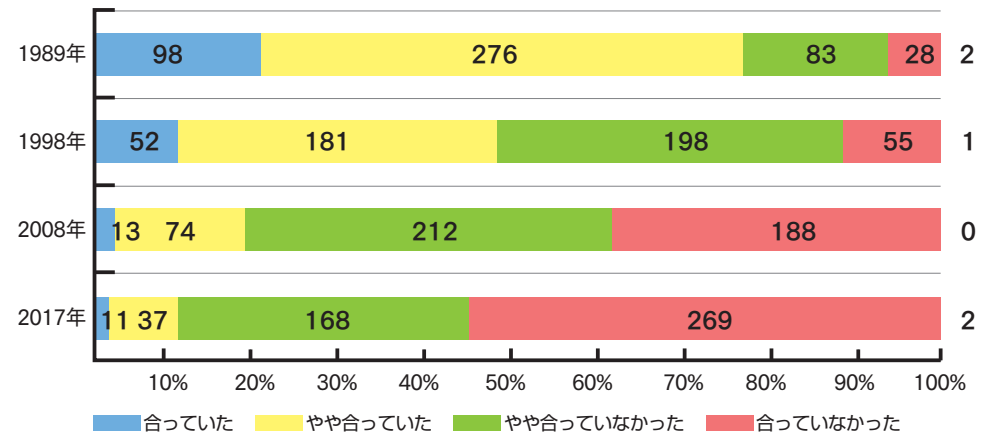
小学校の標準時数による



資料出典: 大森直樹編著「学校の時数をどうするか 現場からのカリキュラム・オーバーロード論」明石書店2024

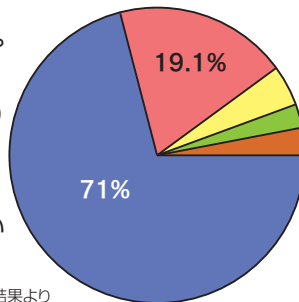
35都道府県487人の公立小学校教員に聞きました

各期の標準授業時数は子どもの生活に合っていましたか？



現在の授業時数は、小4～中3までほぼ1日6時間です。これを小学校1日5時間、中学校1日5.4時間に減らす日教組の提案についてご回答ください。(3,530回答)

賛成する どちらかといえば賛成する どちらかといえば賛成しない 賛成しない わからない



資料出典: 2025年日教組カリキュラム提言アンケート結果より

#### 1年で教科書の内容を終わらせるために

宿題が増える

授業のスピードを早める

プレッシャー

私生活の時間を費やす

あそべない

追いつけない子どもが増える

# I. 教育政策

## 2. 教育内容づくり・学校改革

### (2-2) カリキュラムのあり方

学習指導要領の内容精選を **Point: 大切な内容をじっくり学ぶために**

現行: 内容・量ともに過多、子どもに過大な負担

提言

年間総授業時数の見直しと合わせて内容精選・見直しを

学習指導要領の変遷と教科書のページ数  
(小学5年算数教科書東京書籍)

学習指導要領	教科書の頁数①	標準時数②	1 単位時間あたりの頁数①÷②
1989年学習指導要領	212	175	1.2
1998年学習指導要領	174	150	1.2
2008年学習指導要領	286	175	1.6
2017年学習指導要領	310	175	1.8

1.5倍!

約20年間で1単位時間あたりの頁数が1.5倍に!

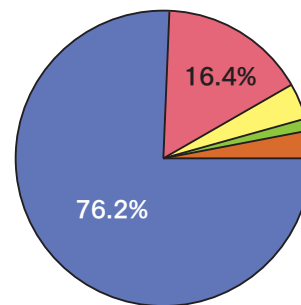
注) 提言1, 2, 3の図表は、すべて東京学芸大学大森直樹研究室調べ。

教職員の声

「時数も内容も詰め込みすぎ」「内容精選をして、ゆとりある教育活動を保障してほしいです」「内容の精選には現場のアイデアや声を聞いてほしい」

資料出典: 日教組「働き方改革」意見投稿フォームVer.2より

小・中の学習指導要領を精選して、現在の授業の容量を減らす日教組の提案についてご回答ください(3,530回答)



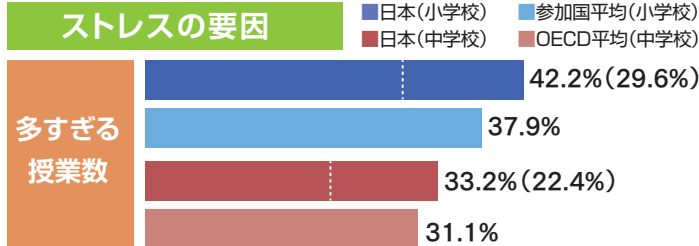
■ 賛成する ■ どちらかといえば賛成する  
■ どちらかといえば賛成しない ■ 賛成しない ■ わからない

資料出典: 2025年日教組カリキュラム提言アンケート結果より

授業等についての  
ストレス

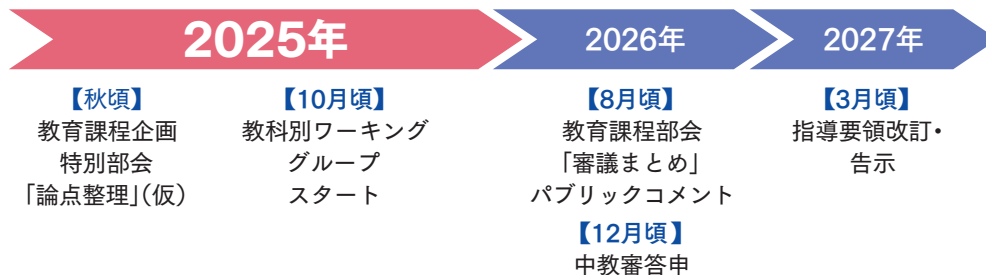
仕事の時間は短くなったが、  
ストレスが増えた

職員  
調査



資料出典: OECD国際教員指導環境調査(TALIS)より

学習指導要領改訂  
スケジュール(見込み)



# I. 教育政策

## 1. 教育政策

(1-2) 全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣調査のあり方

ゆたかな学びの実現を！

点数で表す評価の序列化ではなく、子どもの悩みや葛藤の背景をつかみ思いを引き出すとくみ重要です。



「何ができるようになったか」ではなく、子どもたちの学びの過程を重視することが大事。

### 全国学力調査の点数主義は、ゆたかな学びの保障につながりません

いくつかの県では平均以下の学校・教職員へ教育委員会から指導が行われています。

多くの地域で事前対策の授業を行わざるを得ず、本来の授業ができません。

資料出典：「25年度全国学力・学習状況調査」の実施に伴う実態調査

いつものテストとちがうなあ～



1日テストで疲れたなあ～

春休みなのに宿題が出される…

### CBT・IRT化によって過去と比較される懸念もあります。

CBT=Computer-based-Testing IRT=Item Response Theory(項目反応理論)

全国知事会の調査でも！

多くの知事は「全国の状況のみの公表」でよいとしており、「都道府県の序列化や児童生徒を学力面でのみはかる風潮を助長しており、検討がなされるべき」という意見も出されています。

資料出典：24.12.6全国知事会調査結果より

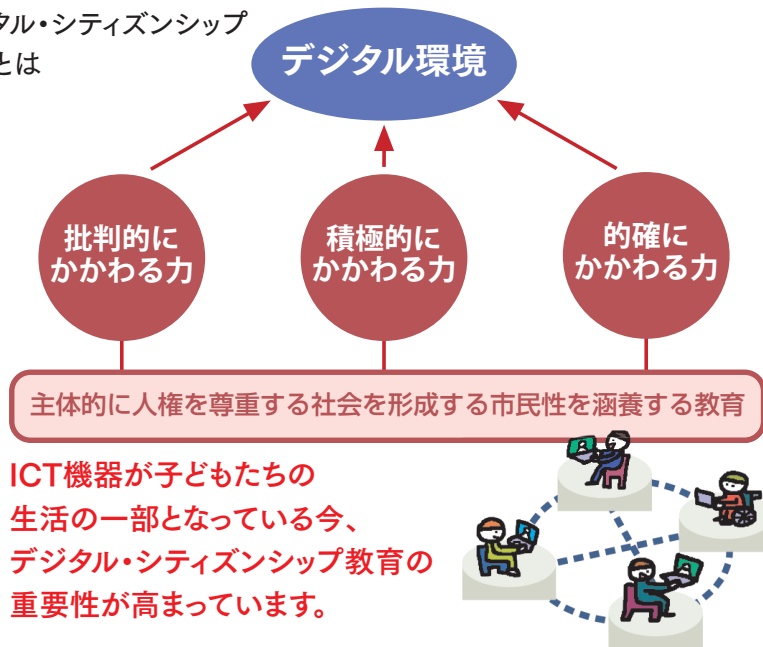
# I. 教育政策

## 2. 教育内容づくり・学校改革

(2-10) デジタル・シティズンシップ教育

情報モラル教育からデジタル・シティズンシップ教育へ

デジタル・シティズンシップ教育とは



どこがちがうのか…

情報モラル教育	デジタル・シティズンシップ教育
特定場面・限定的	学習者が判断、選択して使用
教育からの指導	子どもの段取りで使用
テクノロジー利活用に消極的	テクノロジー利活用に積極的
抑制的態度	自律と活用

資料出典：坂本旬ほか著「デジタルシティズンシップコンピュータ1台時代の善き使い手をめざす学び」より

# I. 教育政策

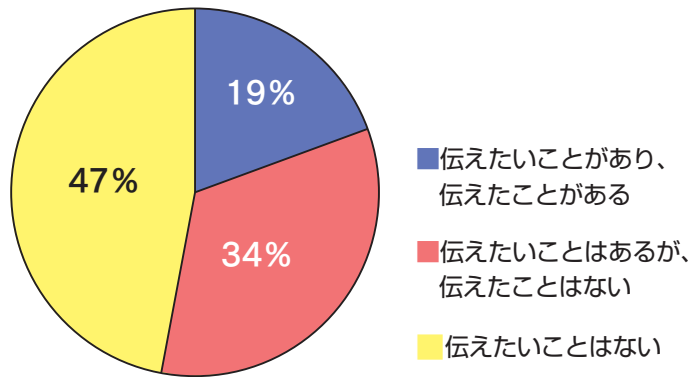
## 2. 教育内容づくり・学校改革

### (2-4) 子どもを主体とする教育改革

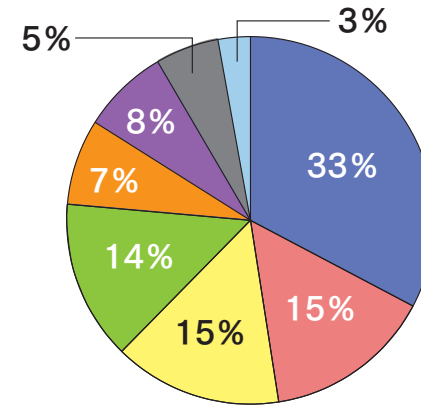
#### ① 意見表明権、子どもコミッショナー／オンブズパーソンの設置について

議員や学校の先生、おとなに伝えたいことはありますか。  
また、それをおとなに伝えたことはありますか。(n=1410)

意見表明について



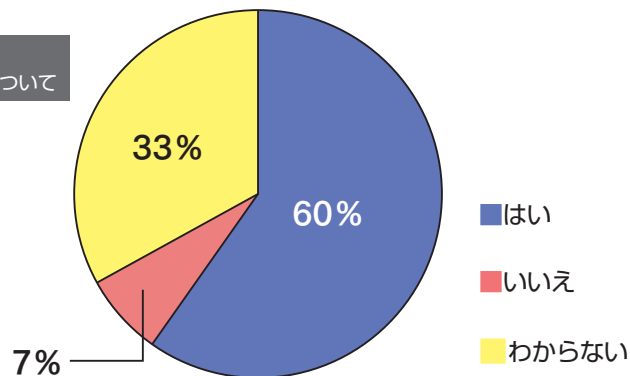
学校生活の中で変わってほしいところを  
学校に伝えますか。(複数回答含む)



「話を受けとめてもらえる」と答えたのは8%。  
ほとんどが、意見を言うことをあきらめている。

コミッショナーやオンブズパーソンがあればいいと思いますか。(n=1410)

コミッショナーやオンブズパーソンについて



友だちや家族には言うが、学校には伝えない

話を受けとめてもらえると思うから、伝える

話を受けとめてもらえない・あしらわれると思うから、伝えない

話を受けとめてもらえない・きちんと聞いてもらえないと思うけど、伝える

どうでもいいから、伝えない

その他

先生に面倒だと思われ、態度を変えられそうだから、伝えない

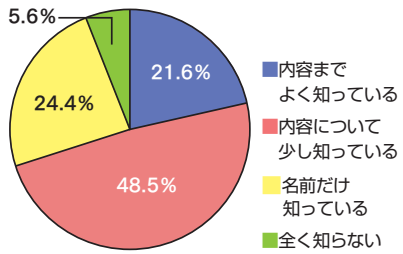
# I. 教育政策

## 2. 教育内容づくり・学校改革

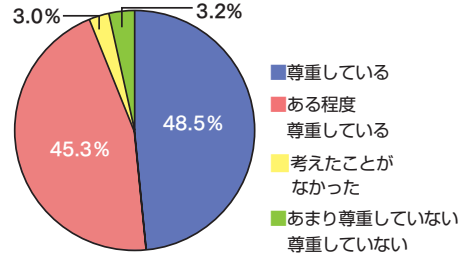
### (2-4) 子どもを主体とする教育改革

#### ②「子どもの権利条約」に対する教職員の認知度について

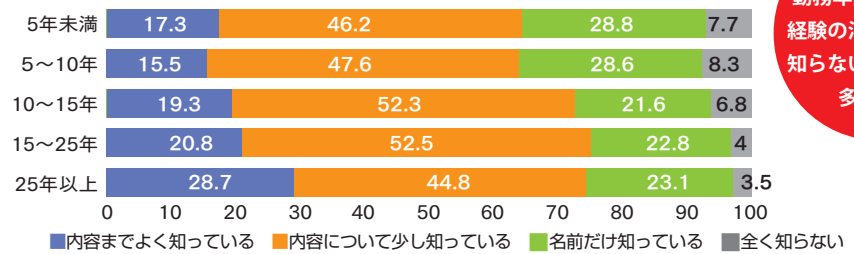
子どもの権利条約を  
知っていますか



子どもの権利を  
尊重していますか

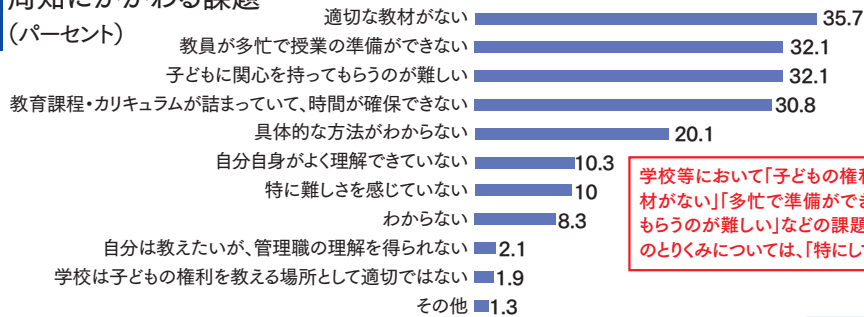


勤務年数ごとの  
認知度(パーセント)



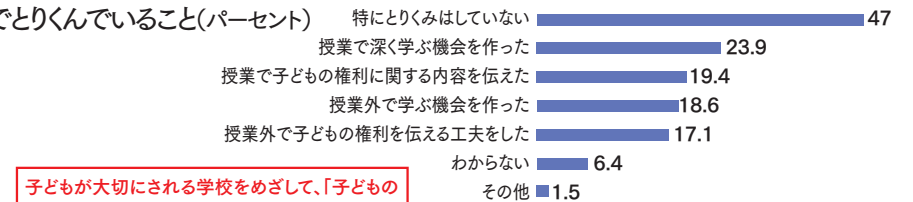
勤務年数ごとでは、  
経験の浅い教職員に  
知らない人の割合が  
多かった

周知にかかわる課題  
(パーセント)



学校等において「子どもの権利」の周知に関わり、「適切な教材がない」「多忙で準備ができない」「子どもに関心を持ってもらうのが難しい」などの課題が多かった。また、周知のためのとり組みについては、「特にしていない」との回答が半数近く。

子どもたちに子どもの権利を伝えるために、  
学級でとりこんでいること(パーセント)



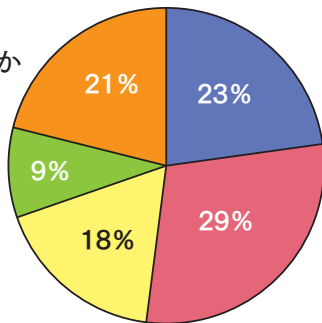
子どもが大切にされる学校をめざして、「子どもの権利条約」の周知は必要。しかし、そのために時間が授業では十分に確保できない。

資料出典：セーブザチルドレン2022年調査報告より

学校で学習したことは  
将来に活かせると思いますか

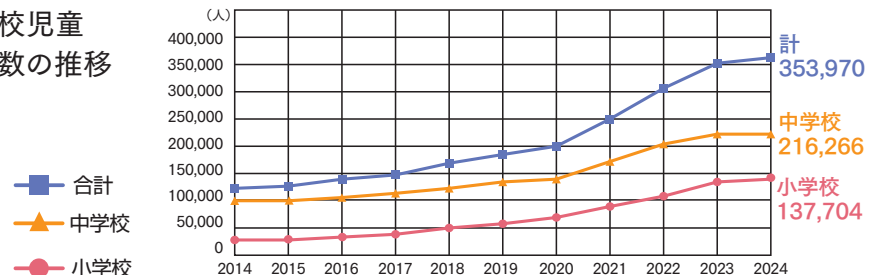
学習に対する意欲にも  
関わるグラフ

- とても活かせると思う
- ある程度活かせると思う
- あまりそう思わない
- 全く思わない
- わからない



#### ③ 安心安全な居場所としての学校 不登校児童生徒数の推移 (2025.10発表)

不登校児童  
生徒数の推移



資料出典：令和6年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果(2025年10月文科省発表)

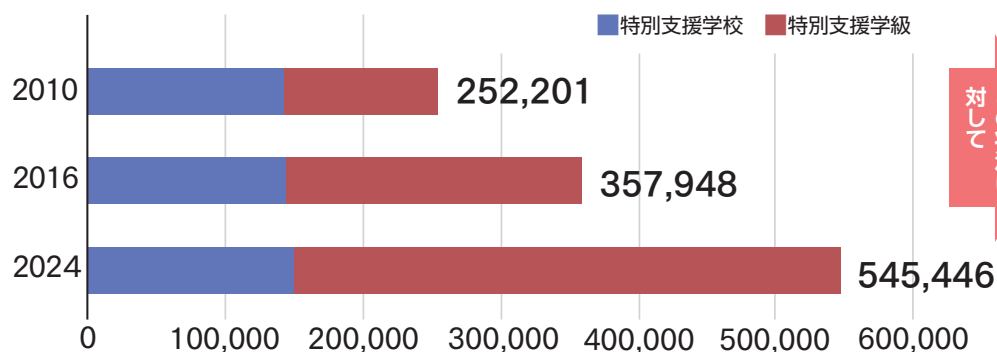
# I. 教育政策

## 2. 教育内容づくり・学校改革

### (2-7) 特別支援教育からインクルーシブ教育へ

クラスには様々な子どもが在籍していることを前提に、その子どもたちが安心して過ごせる学校にすることが重要です。

特別支援学校・学級の在籍児童・生徒数の推移



資料出典: 文科省「学校基本調査」2024年度版より日教組作成

この状況に  
対して

国連障害者権利委員会 第1回日本政府調査総括所見(勧告)抜粋 資料出典:「日教組 国際部訳」より

- (a) 分離された特別支援教育を中止することを目的として、ゆたかなインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択し、障害のあるすべての子どもに、あらゆる教育段階で必要な合理的配慮と個別支援を提供することを保障すること。
- (b) すべての障害児が通常の学校にアクセスできることを保障し、通常の学校が障害のある子どもの通常の学校への入学を拒否できないようにする「受入れ拒否禁止」条項と政策を制定し、特別支援クラスに関する省令(4.27文科省通知)を撤回すること。
- (c) インクルーシブ教育に関する通常教育の教職員の研修を保障し、障害の人権モデルに関する意識を高めること。

しかし

勧告直後に永岡文科大臣(当時)は、特別支援教育の中止は考えていない。通常学級で学ぶ時間を制限する4.27通知の撤回も考えないという趣旨の会見をした。 資料出典:22.9.13文科省記者会見

条約は国際社会への約束

政府は国連障害者権利委員会の勧告に対して法的拘束力はないと言いますが、日本国憲法98条②には「日本国が締結して条約及び確立された国際法規は、これを確実に履行しなければならない」としているほか、ウィーン条約第1節 条約の遵守第26条(前略)当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない」と定めてあり、勧告の早期実施が求められます。

特別支援学級・  
学校の子どもの数は  
毎年「過去最多」を  
続けています。

様々な子どもがいることが  
あたりまえの学級を!

現在の中教審教育課程特別支援教育WGでの  
論点整理として議論されていること

- ・通常の学級で「社会モデル」を踏まえた授業づくり
- ・多様性を包摂する学校教育の実現
- ・誰一人取り残さない柔軟な教育課程の在り方  
などの話し合いが行われています。

このような内容は、  
地域の学校で実現することが必要です!

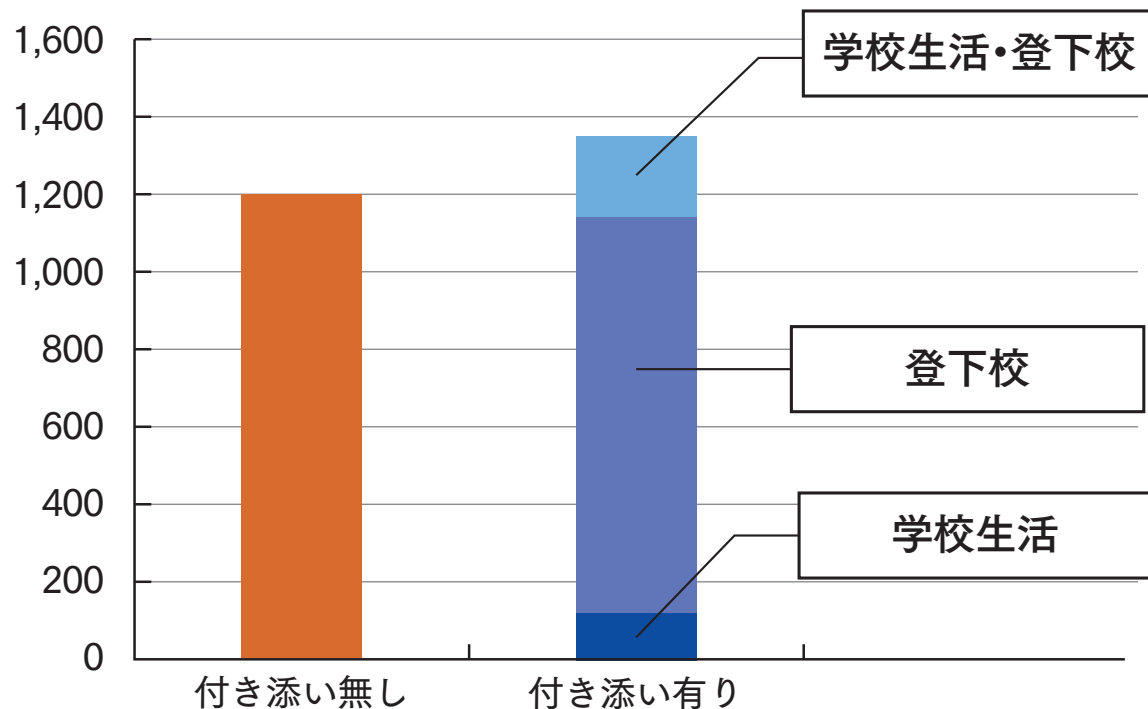
# I. 教育政策

## 2. 教育内容づくり・学校改革

### (2-7) 特別支援教育からインクルーシブ教育へ

医療的ケアが必要な子どもが増えています。

小中高校医療的ケア児の  
保護者付き添い



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が2021年度に成立・施行され、ケアが必要な子どもに看護職員を配置することは学校・教育委員会の責務となりました。しかし、十分な人数が確保されていません。そのため、学校生活の一部または全てに保護者の付き添いをせざるを得ない子どもは5割を超えています。

資料出典：文科省 学校における医療的ケアに関する実態調査結果

# I. 教育政策

## 2. 教育内容づくり・学校改革

### (2-7) 特別支援教育からインクルーシブ教育へ

高校入試においては定員に満たない中、不合格を出している現状があります。

#### 定員内不合格の現状

「R6高等学校入学者選抜の改善などに関する状況調査」(文科省)によると、延べ2029人が定員に満たない高校で不合格となっています。この調査は現状に歯止めをかけるためのものですが3年目の今回も増加しました。文科省は「高等学校入学者選抜等における配慮等について(通知)」(25.6.27)において、「定員内不合格を出さないよう取り扱っている例を含め、他の教育委員会における入学者選抜の実施方法等を参照するなどしていただく～」、「障害を理由とした不当な差別的取扱い等がないよう～」とするなど、これまでより踏み込んだ通知を出しました。この通知を使って地域から定員内不合格者をなくしましょう!

#### 適格者主義とは

「高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者を入学させることは適当ではない」(63年文部省通知)という、高校教育を受けるためには一定の学力が必要であるとする考え方です。現在は入学の判断は各学校にゆだねられていますが、この「適格者主義」により定員内不合格を出している自治体が8割を超えています。

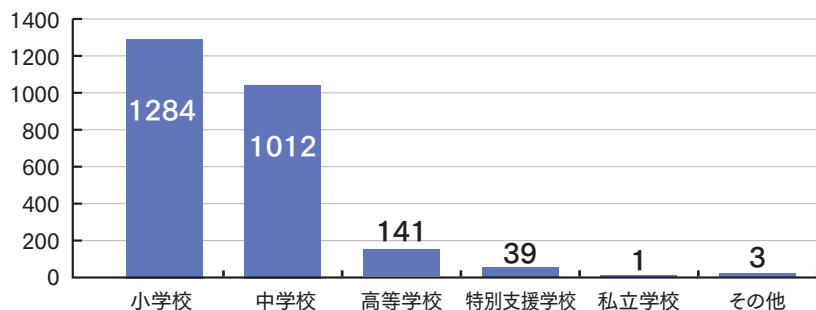
# I. 教育政策

## 2. 教育内容づくり・学校改革

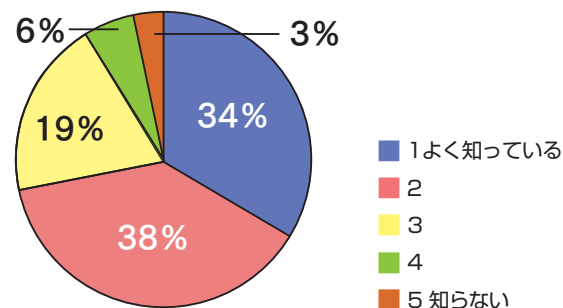
### (2-8) 部活動の地域移行にむけて

#### 働き方改革のための部活動地域移行にむけて (アンケートまとめより)

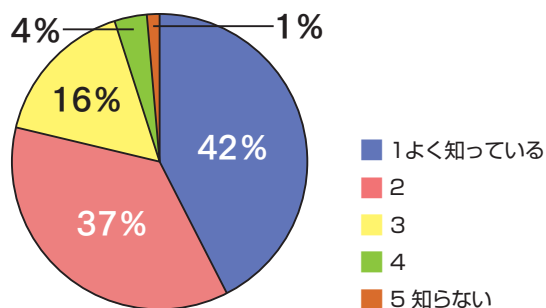
校種  
(全体2,528件のうち教職員2,480件)



地域移行のことを知っていますか  
(全体)2,528件回答



地域移行のことを知っていますか  
(中学校)1,012件回答



#### 生徒・保護者への影響や負担

- 活動するクラブの用具(楽器)が個人負担になることが心配
- 地域が広範囲になると、参加できない生徒が出てくる
- 部活がなくなることで、したいスポーツや文化に触れる機会を奪われる
- 保護者の送迎や協力が前提のような地域移行では参加をあきらめる生徒が出てくる
- 校区外の場所での活動も出てくると生徒の負担は増えると思う
- 大切なのは子どもたちの幸せの実現であり、それを応援すること
- 遠征のためのバスや宿泊など、全て保護者が準備するため保護者の仕事はかなり増えました(保護者)

#### 寄せられた主な意見

#### 生徒・保護者への影響や負担

- 誰かの負担で成り立つものではなく、誰にとっても持続可能な方法を教えてほしい
- 行政は学校に働きかけるよりも、保護者にむけてわかりやすく、今後はどうしていくべきかななどの説明が必要
- 来年度入学予定の生徒にかかわることなので、もっと丁寧な説明をするべきだが、見通しが不透明すぎて説明できない

#### その他

- 休日・平日関係なく完全に部活動を学校から切り離さない限り、教職員の負担軽減にはならないと思う
- 運動部のことはとらえられているが、文化部のことは考えられていない
- 国が方針を示しているのに、市町村によって隔たりがあるのは疑問
- 地域移行に賛成ですが、部活動の仕事は「技術の指導」だけではなく、ほかにも多くの業務があり、それらも教職員がやらなくてもいいようになってほしい
- 兼職兼業を強要されることを懸念します
- 部活動改革は、部活動だけでなく、教職員という仕事から何を求められているのかを再考する機会にすべきだと思う

スポーツ庁・文化庁は中学校、高校の部活動改革の推進としていますが、高校では学校の特色を部活動でアピールするなど、入試制度そのものを考える必要があります。まずは、入学後の全員入部制を希望入部にするのはどの学校でも実践する必要があります。

# I. 教育政策

## 3. 後期中等教育改革

### (3-1) 後期中等教育の機会均等

#### 「高校授業料無償化」(高等学校就学支援金制度の拡大)に関する日教組の考え

- 教育政策全体に影響しないよう、教育予算を拡充した上で実施する。
- 授業料については公私統一額として補助し、不足分については、私学助成制度を拡充する。

#### 【公立高校への考え方】

- 人件費・施設費等は公費負担が原則。
- 公立高校の授業料を授業料の基本として考える。
- 私学と同額の補助を求め、11万8,800円を超える分は施設費等に回す。

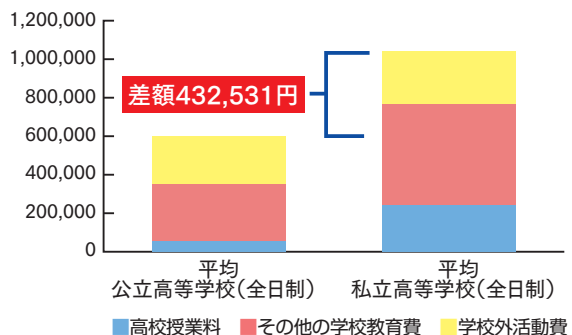
#### 【私立高校への考え方】

- 私学推進のために私学助成制度が存在する。
- 授業料には、人件費や施設費(私学助成不足分)が含まれることが想定される。
- 私学助成を増額し、授業料として公立高校と同額を支援することが考えられる。

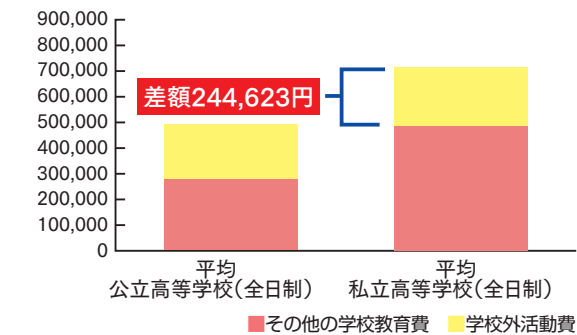
#### 【その他】

- すべての子どもたちが申請を必要とせずこの支援を受けられる制度とすること。
- 国際人権A規約の趣旨をふまえ、朝鮮学校等も対象とした制度とすること。
- 地域における後期中等教育の保障を期すこと。

2023年度 子どもの学習費  
(単年度)



2023年度 子どもの学習費  
(高校授業料以外単年度)



#### 授業料以外にも残る問題

#### 授業料以外にも掛かる経費

#### 2023年度 子どもの学習費

#### ※その他の学校教育費

入学金、入学検定料、  
修学旅行費、校外活動費、  
生徒会費、PTA会費、  
教科書、学用品、制服、  
通学費、施設設備費等  
授業料以外の費用

資料出典:

文部科学省「2023年度子供の  
学習費調査」より日教組作成

	公立高等学校(全日制)						私立高等学校(全日制)					
	平均	割合	学年別			平均	割合	学年別				
			第1学年	第2学年	第3学年			第1学年	第2学年	第3学年		
高校授業料	45,194	7.6%	48,338	47,377	39,590	233,102	22.6%	236,189	234,088	228,800		
その他の学校教育費※	306,258	51.2%	504,896	354,916	184,729	533,388	51.8%	1,043,229	693,413	547,888		
学校外活動費	246,300	41.2%	195,396	227,068	320,323	263,793	25.6%	231,045	285,096	276,564		
学習費 総額	597,752	100.0%	700,292	581,984	505,052	1,030,283	100.0%	1,274,274	978,509	824,452		

# I. 教育政策

## 3. 後期中等教育改革

### (3-1) 後期中等教育の機会均等

地域差のある

私立高校の初年度授業料等(全日制)

(円)

授業料+入学金+施設整備費等			平均授業料			入学料			施設整備費等		
順位	都道府県	金額	順位	都道府県	金額	順位	都道府県	金額	順位	都道府県	金額
1	長野	1,024,894	1	長野	647,675	1	東京	253,782	1	岡山	377,968
2	神奈川	981,927	2	大阪	605,162	2	大阪	233,333	2	宮城	298,288
3	東京	965,894	3	奈良	582,571	3	埼玉	221,802	3	神奈川	280,666
45	石川	544,445	45	沖縄	367,833	45	三重	53,654	45	大阪	31,398
46	島根	536,117	46	秋田	355,800	46	高知	41,653	46	愛知	24,913
47	福井	517,272	47	福井	347,472	47	福井	5,520	47	島根	22,367

資料出典: 文部科学省

「私立高等学校(全日制)の初年度授業料等について  
(2019年度~24年度)」より  
日教組作成

授業料以外にも残る問題

### 施設設備の不備

空調(冷房)設備  
設置状況

(%)

	高等学校	中学校	小学校
普通教室	99.4	98.9	99.1
特別教室	58.4	65.1	68.3
体育施設	14.0	20.0	18.0

資料出典: 24年文科省調査より

県立高校  
バリアフリー設置状況

(%)

	エレベータ	スロープ	車いす対応 トイレ	備考	出典
新潟	10.2	85.2	81.8		2024年新潟県
千葉	15.4	-	75.2		2025年千葉県教委
神奈川	31.3	46.3	100.0	スロープは昇降口(玄関) から教室等まで	2025年神奈川県
埼玉	26.6	99.3	92.1		2020年埼玉県

## II. 教育行財政政策

### 1. 義務教育費国庫負担制度2分の1復元・拡充、定数改善、教育予算拡充 (1-1)(1-2) 教育財源の確保(教育全体)

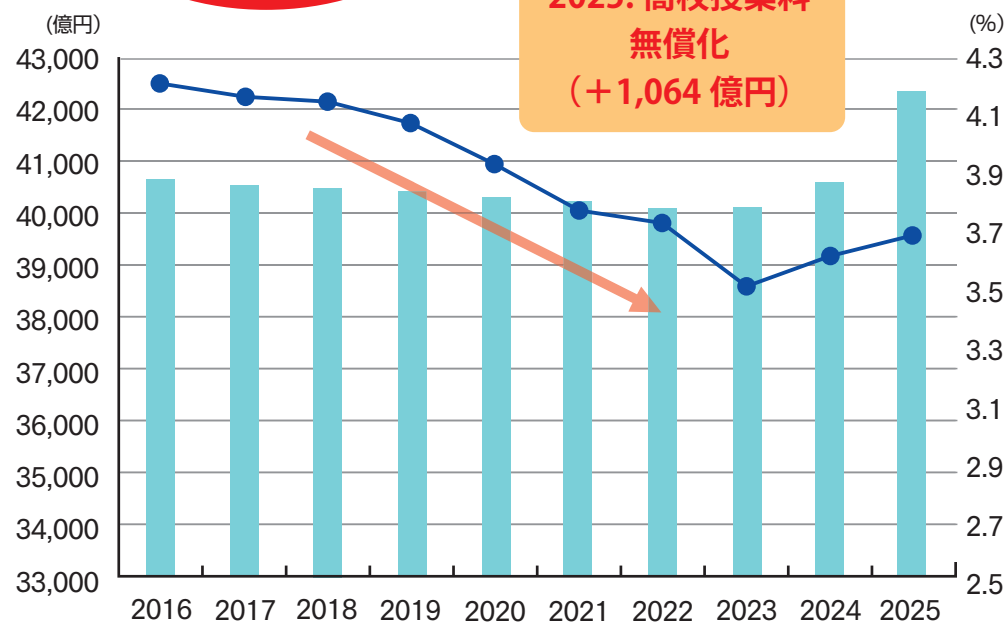
国連「教職に関するハイレベルパネル勧告」2023年

文教関係予算の年次推移

年度	文教関係予算 (億円)	一般会計歳出 予算総額 (億円)	一般会計歳出に 占める割合 (%)
2016	40,651	967,218	4.21
2017	40,522	974,547	4.16
2018	40,488	977,128	4.15
2019	40,445	994,291	4.07
2020	40,303	1,026,580	3.93
2021	40,216	1,066,097	3.78
2022	40,064	1,075,964	3.73
2023	40,146	1,143,812	3.51
2024	40,624	1,125,717	3.61
2025	42,339	1,151,978	3.68

※2025年度、高校授業料無償化分を除く文教関係予算の一般会計歳出に占める割合:3.59%

公教育への資金は  
GDPの少なくとも6%、  
政府支出総額の20%が  
保障されるべき



■ 文教関係予算(億円) ● 一般会計歳出に占める割合(%)

資料出典:財務省ホームページを元にJTUで作成

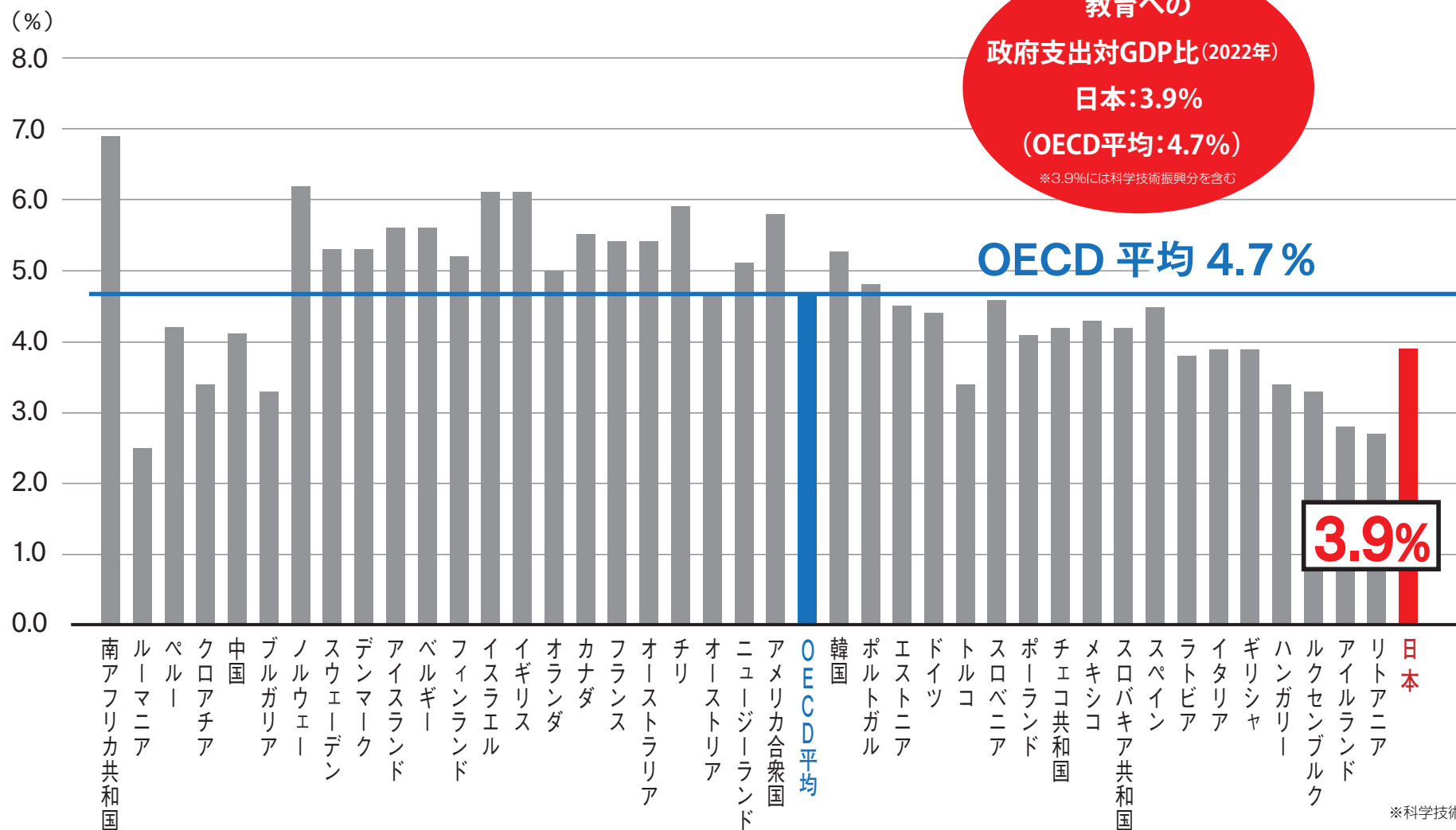
## II. 教育行財政政策

### 1. 義務教育費国庫負担制度2分の1復元・拡充、定数改善、教育予算拡充

#### (1-1)(1-2) 教育財源の確保(教育全体)

OECD

Education at a Glance 2025(図表で見る教育2025)



※科学技術振興分を含む

資料出典: OECD「図表で見る教育2025」より

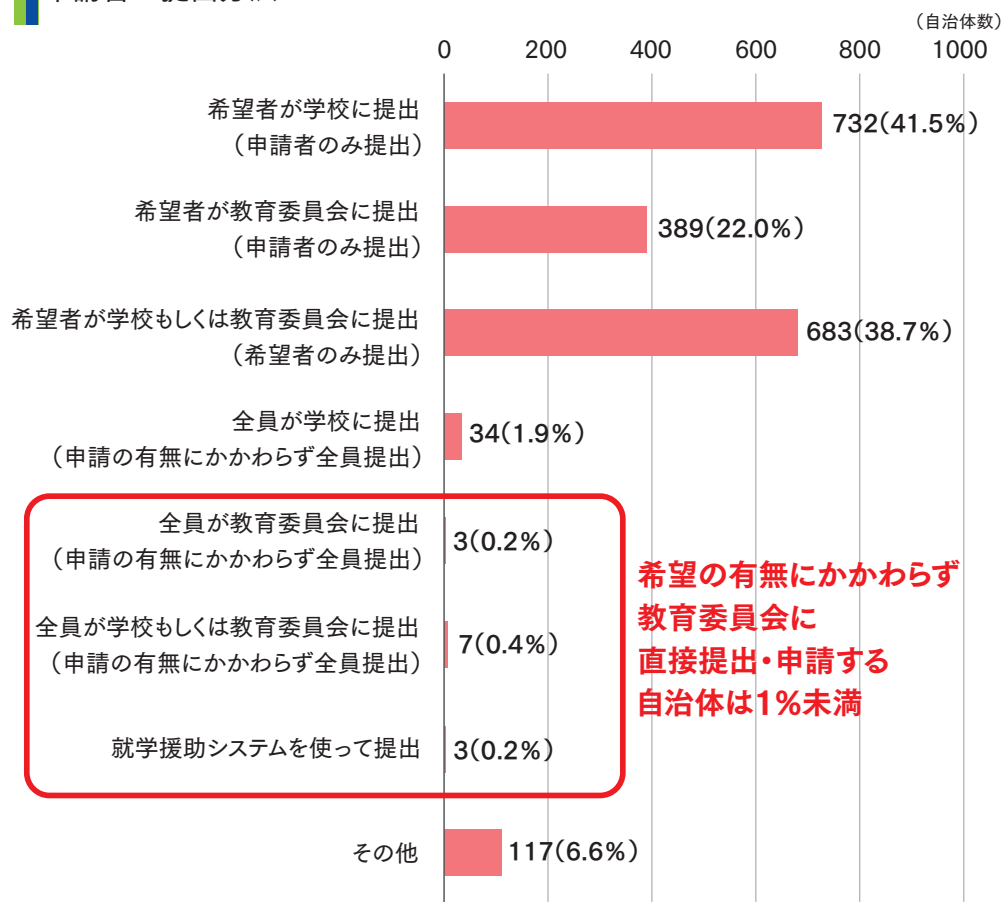
## II. 教育行財政政策

### 1. 義務教育費国庫負担制度2分の1復元・拡充、定数改善、教育予算拡充

#### (1-1) 教育財源の確保(義務教育)

#### 「就学援助制度」

##### 申請書の提出方法

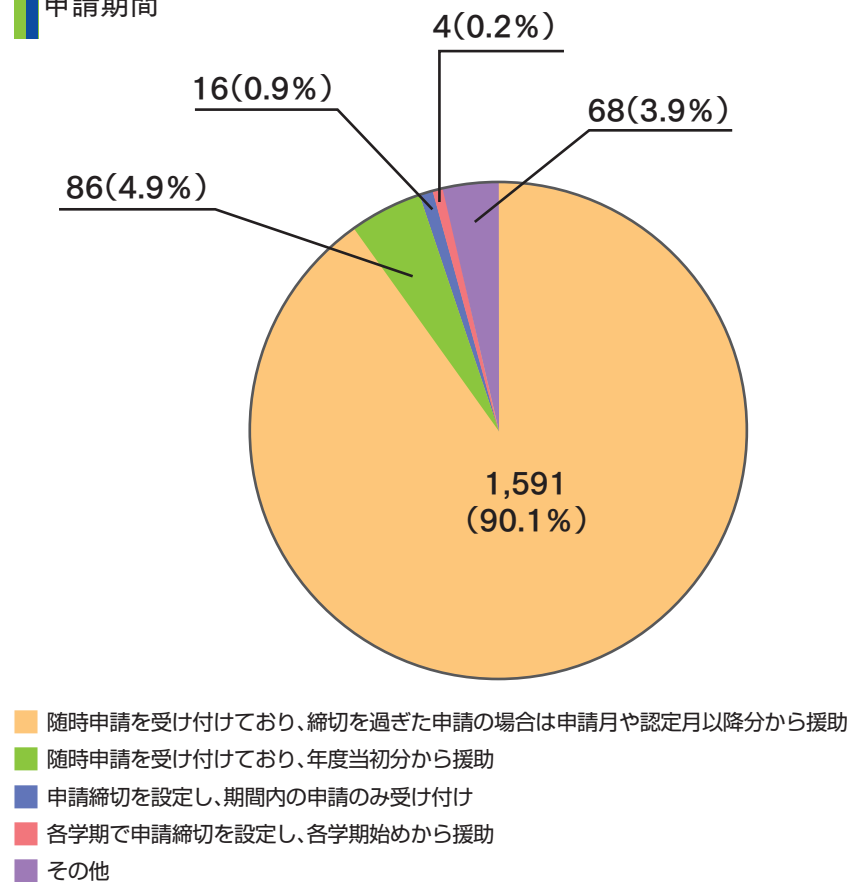


※ 回答市町村数 1,765市町村

※ 複数回答可

※ 「その他」としては、「新入学児童学用品費等の対象者のうち小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出」などがある

##### 申請期間



※ 回答市町村数 1,765市町村

※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

※ 「その他」としては、自治体の施策で無償化を実施しており、申請を要しない場合など。

資料出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」を元にJTUで加工

## II. 教育行財政政策

### 1. 義務教育費国庫負担制度2分の1復元・拡充、定数改善、教育予算拡充

#### (1-1) 教育財源の確保(義務教育)

#### 「準要保護認定基準」

認定基準の主なもの	R6自治体数 (複数回答)	自治体における 基準の倍率	R6自治体数
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,348(76.4%)	～1.1倍以下	129(0.3%)
生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの	1,386(78.5%)	～1.2倍以下	217(15.7%)
児童扶養手当の支給	1,334(75.6%)	～1.3倍以下	789(56.9%)
市町村民税の非課税	1,313(74.4%)	～1.4倍以下	56(4.0%)
市町村民税の減免	1,125(63.7%)	～1.5倍以下	182(13.1%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,102(62.4%)	～1.5倍超	13(0.9%)
国民年金保険料の免除	1,105(62.6%)	計	1,386(100%)

## II. 教育行財政政策

### 1. 義務教育費国庫負担制度2分の1復元・拡充、定数改善、教育予算拡充

#### (1-1) 教育財源の確保(義務教育)

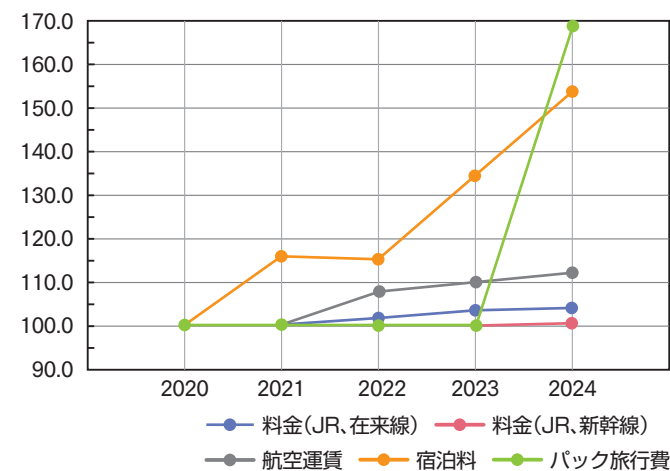
#### 国の補助金の予算単価と市町村の援助単価 (令和6年度就学援助実施状況調査)

○主な援助費目のうち、学用品費については、小・中ともに1,500以上の市町村が、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定している。

費目	学校種	費目を設定している市町村	支給方法		令和6年度 要保護児童生徒 援助費補助金 予算単価
			実費及び 現物支給と 回答した市町村	上限額又は一定額と 設定している市町村のうち <u>国のR6予算単価と 同額以上の単価を設定 している市町村数</u>	
学用品費	小学校	1,735	20	1,579	11,630円
	中学校	1,737	20	1,567	22,730円
新入学児童生徒 学用品費等	小学校	1,727	15	1,138	57,060円
	中学校	1,725	15	1,457	63,000円
通学費	小学校	522	418	71	40,020円
	中学校	526	419	72	80,880円
修学旅行費	小学校	1,641	890	644	22,690円
	中学校	1,696	907	667	60,910円
卒業アルバム代等	小学校	572	124	433	11,000円
	中学校	583	123	443	8,800円
オンライン学習 通信費	小学校	642	47	506	14,000円
	中学校	636	45	503	14,000円



消費者物価指数  
(旅行関係、2020年基準)



資料出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」より

資料出典：総務省消費者物価指数を元にJTUで作成

## II. 教育行財政政策

### 1. 義務教育費国庫負担制度2分の1復元・拡充、定数改善、教育予算拡充

#### (1-4) 教育環境の充実

#### 空調(冷房)設備

空調(冷房)設備※<sup>1</sup>の設備状況(令和7年5月1日現在)

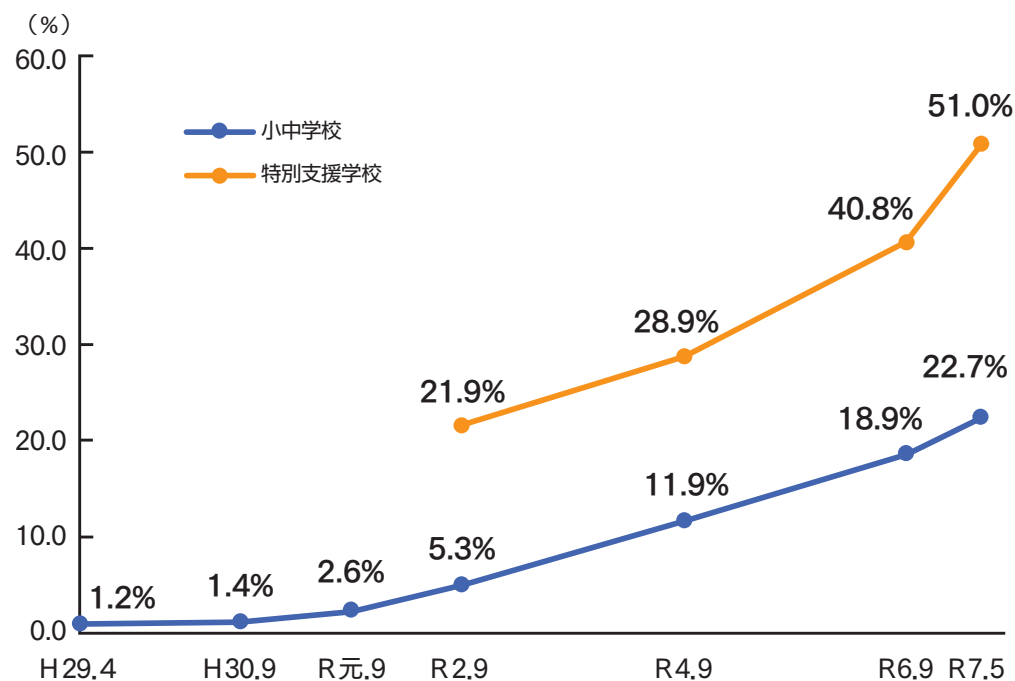
学校種	種類	棟数	設置数(棟数)		設置率		前回R6 設置率 [上昇率]	
			うち 避難所 指定校分	うち 避難所 指定校分	うち 避難所 指定校分	うち 避難所 指定校分		
小中学校	体育館 及び 武道場	31,830	29,678	7,236	7,044	22.7%	23.7%	18.9% [+3.8%]
	小学校 ※ <sup>2</sup>	17,882	17,220	3,934	3,876	22.0%	23.5%	18.0% [+4.0%]
	中学校 ※ <sup>2</sup>	13,948	12,458	3,302	3,168	23.7%	25.4%	20.0% [+3.7%]
特別支援 学校	体育館	1,029	579	525	307	51.0%	53.0%	40.8% [+10.2%]

※<sup>1</sup> 冷房機能を有した設備(スポットクーラーを含む)

※<sup>2</sup> 小学校には義務教育学校の前期課程を含む。

中学校には義務教育学校の後期課程・中等教育学校の前期課程を含む。

公立学校の体育館等の空調(冷房)設備設置状況の推移



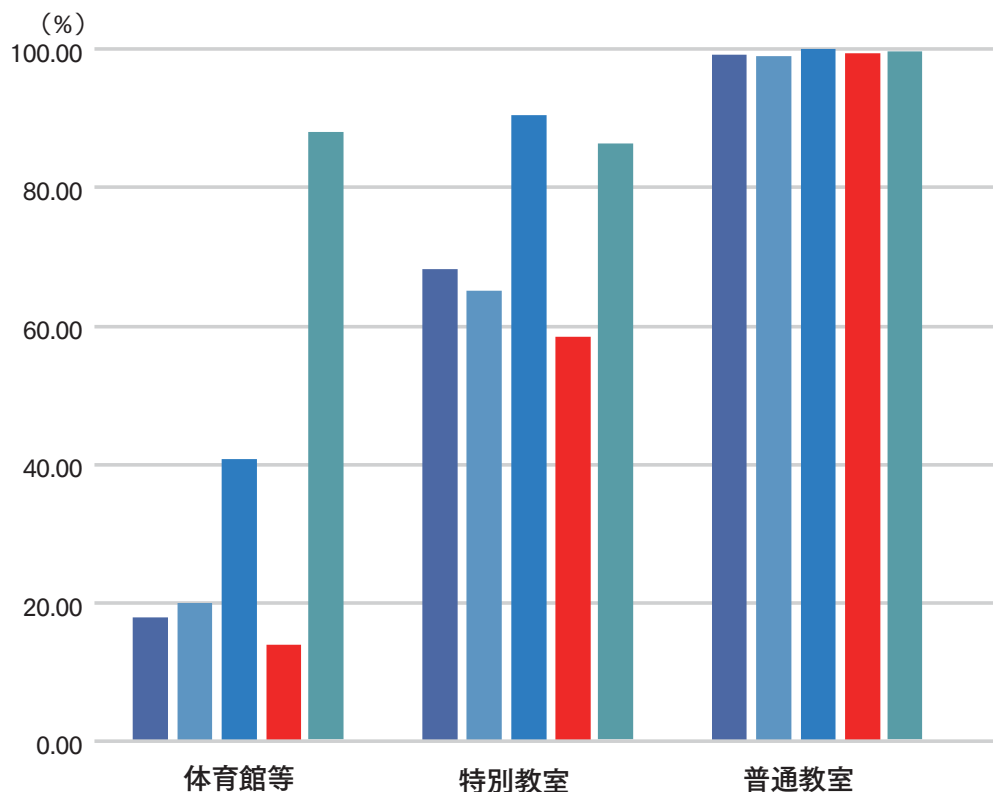
資料出典:文部科学省「公立学校の体育館等における空調(冷房)設備の設置状況調査(令和7年5月1日時点)」より

## II. 教育行財政政策

### 1. 義務教育費国庫負担制度2分の1復元・拡充、定数改善、教育予算拡充

#### (1-4) 教育環境の充実

校種別設置比較  
(室の種類ごと)



高校は  
設置率が低い

学校体育館への空調整備関係の補助事業の比較  
(参考)

	学校施設環境改善交付金	空調設備整備臨時特例交付金
対象学校種	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校	
対象施設	屋内運動場(学校体育館、武道場)	
算定割合	原則1/3 (令和5年度～令和7年度は1/2)	1/2
対象工事費	下限額400万円、上限額7,000万円	
対象期間	—	令和6年度～令和15年度
工事内容	冷暖房設備の新設、これに伴うキュービクル等の設備や遮断性の確保工事	
断熱確保要件	既設もしくは併せて確保	後年度実施が可能に/ 令和15年度までに確保される場合を含む
避難所要件	なし	あり ※災害対策基本法に基づく指定避難所のほか、 協定により発災時に避難所として開設される学校を含む
補助単位	大規模改造(質的整備)の 算定方法による	従来の空調単位の約1.5倍に設定 (35,000円/m <sup>2</sup> 前後→53,000円/m <sup>2</sup> 前後)
地方財政措置 (令和6年度)	<p>国庫補助(1/2) 地方負担 75%</p> <p>元利償還金の30% 11.25% 26.25% 12.5%</p> <p>実質地方負担 38.75%</p> <p>※市長村立の場合 ※補正予算債等の場合は上記の措置と異なる</p>	<p>国庫補助(1/2) 地方負担 100%</p> <p>元利償還金の50% 25.0% 25.0%</p> <p>実質地方負担 25%</p>

資料出典: 文部科学省「公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況調査(令和6年9月1日時点)」を元にJTUで作成

資料出典: 文部科学省「学校体育館への空調整備の早期実施に向けて」より

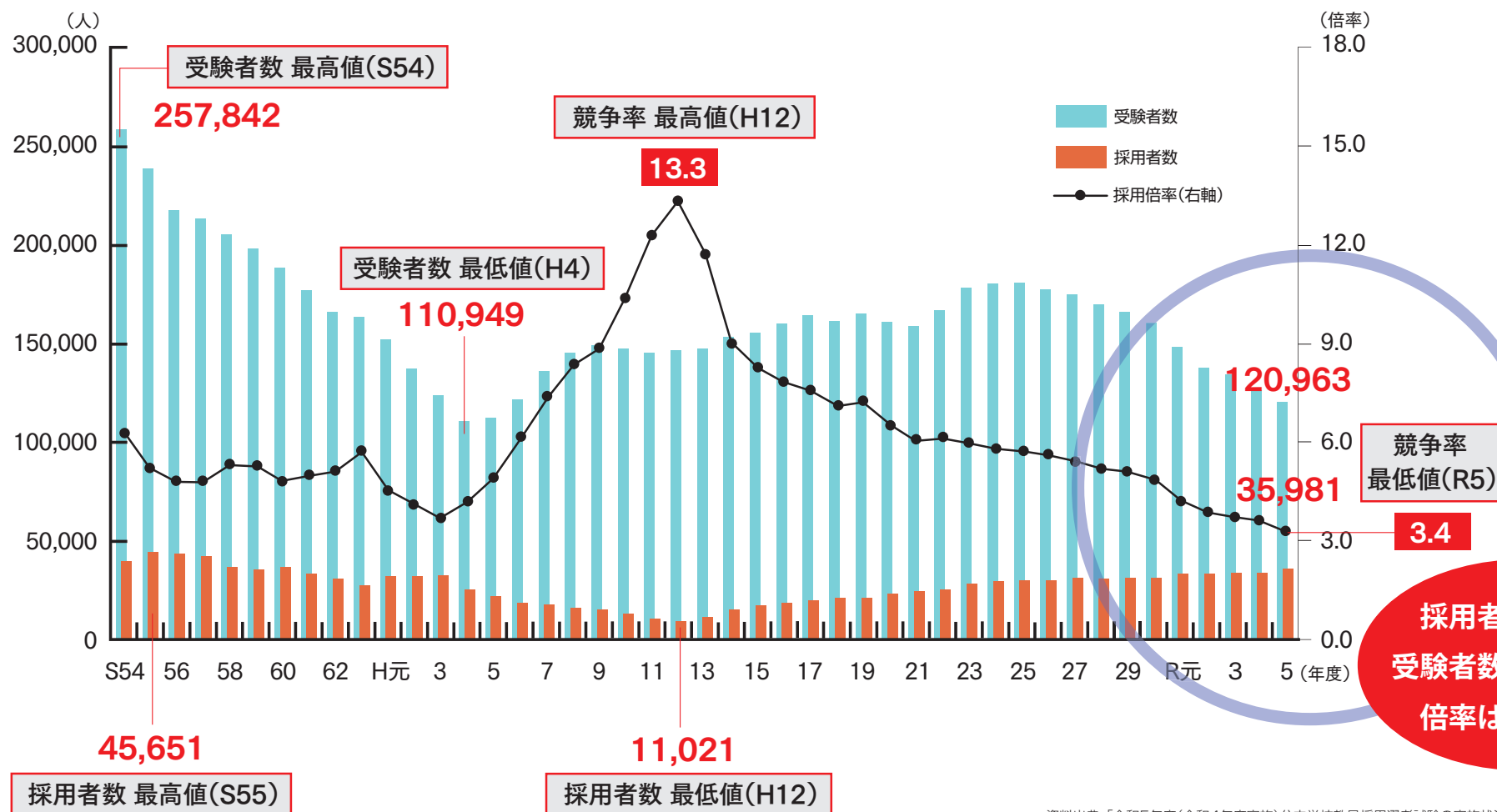
# Ⅲ. 労働政策

## 2. 長時間労働是正

### (2-1) 学校の働き方改革の実現と労安体制の確立

#### 1. 教員採用と採用倍率、離職者等の動向

統計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移  
(令和5年度)



採用者数は微増  
受験者数は低下傾向  
倍率は過去最低

資料出典:「令和5年度(令和4年度実施)公立学校教員採用選考試験の実施状況について(241225公表)」より

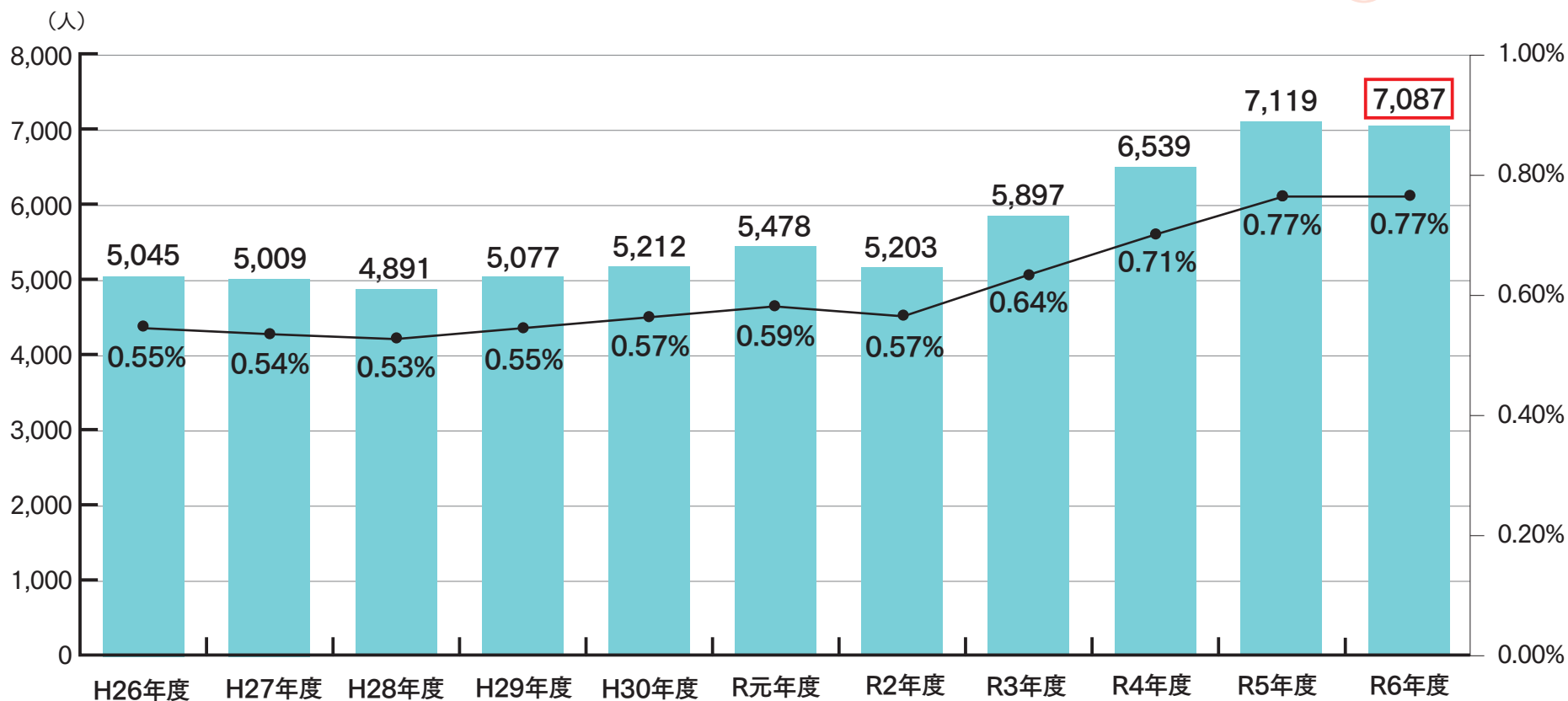
# Ⅲ. 労働政策

## 2. 長時間労働是正

### (2-1) 学校の働き方改革の実現と労安体制の確立

#### 2. 病気休職(精神疾患)者の増加

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移  
(平成26年度～令和6年度)



精神疾患による休職者数(人)  
在職者に占める精神疾患の割合(%)

資料出典:「文科省人事行政状況調査24年度」より

# Ⅲ. 労働政策

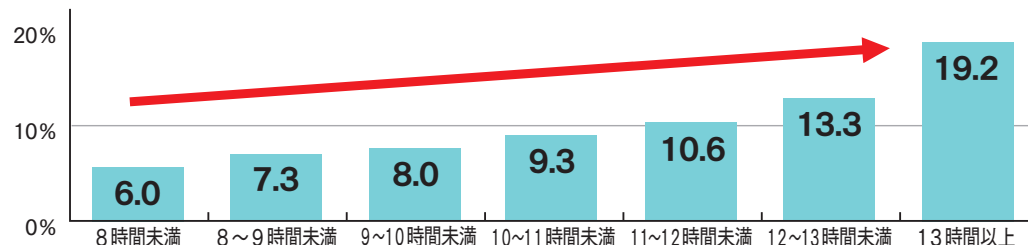
## 2. 長時間労働是正

### (2-1) 学校の働き方改革の実現と労安体制の確立

### 3. 勤務時間の長さでストレス度合いは相関し、ストレス要因の上位は「事務的な業務量」

就労時間数別にみた高ストレス者割合  
(全体、7年間計)

就労時間が長いほど  
高ストレス者割合は  
高かった



具体的なストレス  
要因上位5位(全体)

	集団全体							高ストレス者						
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
1位	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量	事務的な業務量
選択役割	20.0	21.1	21.0	21.5	18.6	19.8	21.4	25.1	26.4	26.1	26.7	24.2	25.4	27.0
2位	対応困難な児童生徒への対応	対応困難な児童生徒への対応	対応困難な児童生徒への対応	対応困難な児童生徒への対応	対応困難な児童生徒への対応	対応困難な児童生徒への対応	対応困難な児童生徒への対応	人間関係(同僚)	人間関係(同僚)	人間関係(同僚)	対応困難な児童生徒への対応	人間関係(同僚)	対応困難な児童生徒への対応	対応困難な児童生徒への対応
選択役割	16.8	17.1	17.8	17.9	17.9	18.1	19.0	23.9	22.8	23.5	23.6	24.0	23.5	24.8
3位	家庭やプライベートの問題	家庭やプライベートの問題	校務分掌	校務分掌	校務分掌	校務分掌	校務分掌	対応困難な児童生徒への対応	対応困難な児童生徒への対応	対応困難な児童生徒への対応	人間関係(同僚)	対応困難な児童生徒への対応	人間関係(同僚)	人間関係(同僚)
選択役割	13.8	13.2	12.8	12.8	12.0	13.4	13.0	22.4	22.0	23.2	23.1	23.5	22.7	21.5
4位	人間関係(同僚)	校務分掌	家庭やプライベートの問題	家庭やプライベートの問題	人間関係(同僚)	人間関係(同僚)	保護者対応	校務分掌	校務分掌	校務分掌	校務分掌	校務分掌	校務分掌	校務分掌
選択役割	12.1	12.5	12.6	12.4	11.9	11.4	12.4	18.6	19.1	18.7	18.6	18.5	20.1	20.2
5位	校務分掌	人間関係(同僚)	人間関係(同僚)	人間関係(同僚)	家庭やプライベートの問題	家庭やプライベートの問題	人間関係(同僚)	人間関係(上司)	人間関係(上司)	人間関係(上司)	保護者対応	人間関係(上司)	人間関係(上司)	保護者対応
選択役割	12.0	11.7	11.9	11.8	11.9	11.4	11.3	15.1	14.9	14.9	14.6	16.3	15.4	16.0

#### 具体的なストレス要因は、事務的な業務量、対応困難な児童生徒への対応が上位

- 集団全体、高ストレス者ともに、事務的な業務量をストレス要因として挙げる者の割合が最も高かった。
- 近年上昇傾向にあるのは、対応困難な児童生徒への対応、保護者対応、校務分掌となっていた。
- 全体として対応困難な児童生徒への対応が上昇傾向にあるのは、近年若手教諭が増えており、その20歳代の若手教諭が本要因を挙げている割合が増えていることの影響が推察された。
- 高ストレス者においても、事務的な業務量、対応困難な児童生徒への対応、校務分掌、保護者対応が上位であることに変わりはないが、その割合は全体よりも高かった。それに加え、人間関係(同僚・上司)を挙げる者の割合が全体と比較して大幅に高かった。

資料出典：  
「公立学校共済組合の  
ストレスチェックデータ分析結果  
報告書(2023. 6)」より

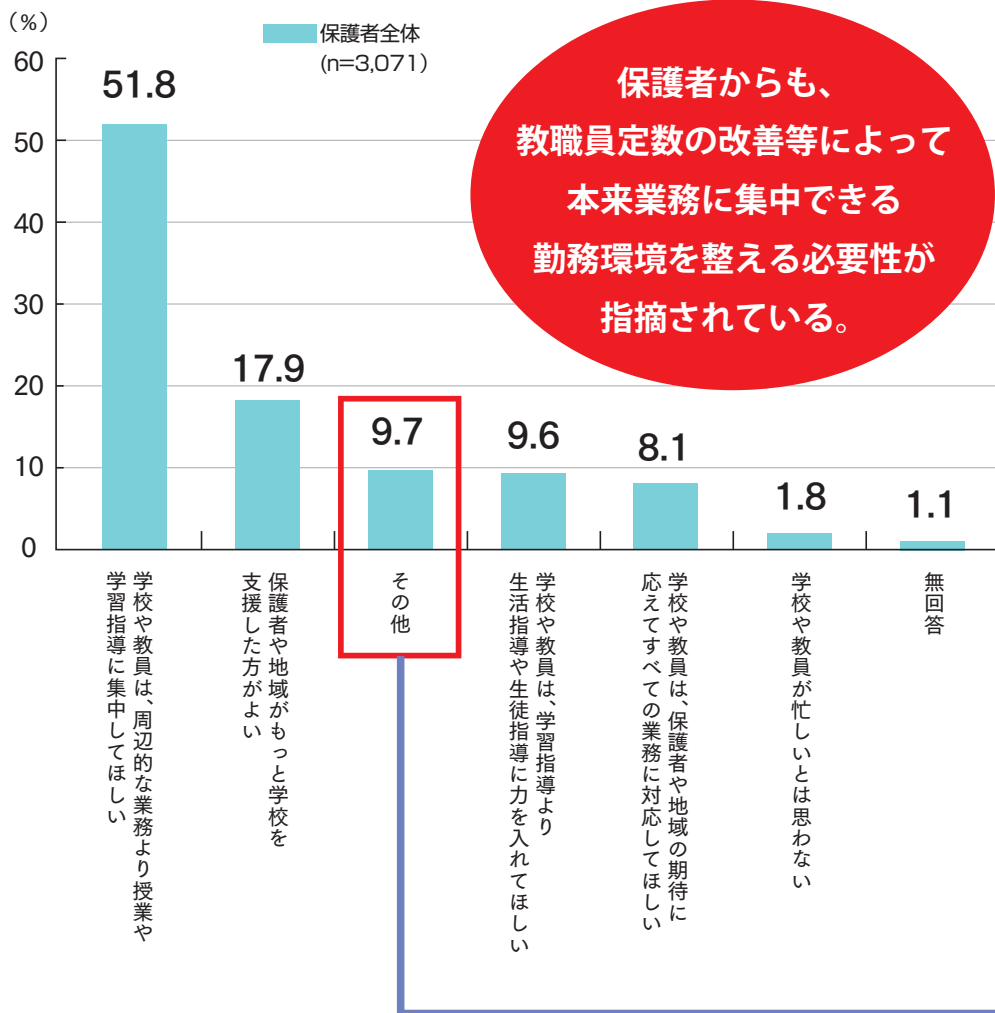
# Ⅲ. 労働政策

## 2. 長時間労働是正

### (2-1) 学校の働き方改革の実現と労安体制の確立

学校や教員に期待される役割と教員の多忙化についての考え  
(保護者全体)

#### 定数改善の必要性



	学校教育全般・学校・教職員についての意見	回答数
1	教員等を増員すべきという意見	57
2	外部の人材を活用すべきという意見	44
3	学習指導・生徒指導の両方に力を入れて欲しいという意見	33
4	教員の質の向上、教員の置かれた環境改善などの意見	16
4	現状がわからず答えられないという意見	16
6	子育ての難しさ・親の負担の大きさについての意見	13
7	学校だけでなく地域・家庭でのサポートすべきという意見	12
7	行政への意見	12
9	現状に満足しているという意見	9
10	道徳・心の教育などの充実を望む意見	8
11	教員と生徒とのコミュニケーションについての意見	7
12	いじめ・不登校についての意見	5
12	学校に対する意見・要望	5
14	特別支援教育・個別の教育支援の充実を求める意見	4
14	保護者と教員のコミュニケーション、連携についての意見	4
14	学習環境、教員の指導力の向上を望む意見	4
14	保護者と教員のコミュニケーション、連携についての意見	3
17	ICTを活用した教育についての意見	2
18	その他	24
19	特になし	4
20	合計	282

# Ⅲ. 労働政策

## 2. 長時間労働是正

### (2-1) 学校の働き方改革の実現と労安体制の確立

#### 4. 学校の働き方改革の確実な推進

学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<ul style="list-style-type: none"><li>① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</li><li>② 放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</li><li>③ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)</li><li>④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</li><li>⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</li><li>⑥ 部活動の地域展開・地域連携を推進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>⑦ 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施</li><li>⑧ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画</li><li>⑨ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討</li><li>⑩ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討</li><li>⑪ 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進</li><li>⑫ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進</li><li>⑬ 校内掃除 児童生徒への掃除指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>⑭ 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応</li><li>⑮ 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進</li><li>⑯ 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進</li><li>⑰ 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討</li><li>⑱ 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進</li><li>⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進</li></ul>

確実な移行や委託をすすめるべき「3分類」以外についても推進すべき

# IV. ジェンダー平等、福祉・社会保障政策

## 1. ジェンダー平等社会の実現

### (1-1) 政策決定過程への女性の参画

#### ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2025年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。**
- ・日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。

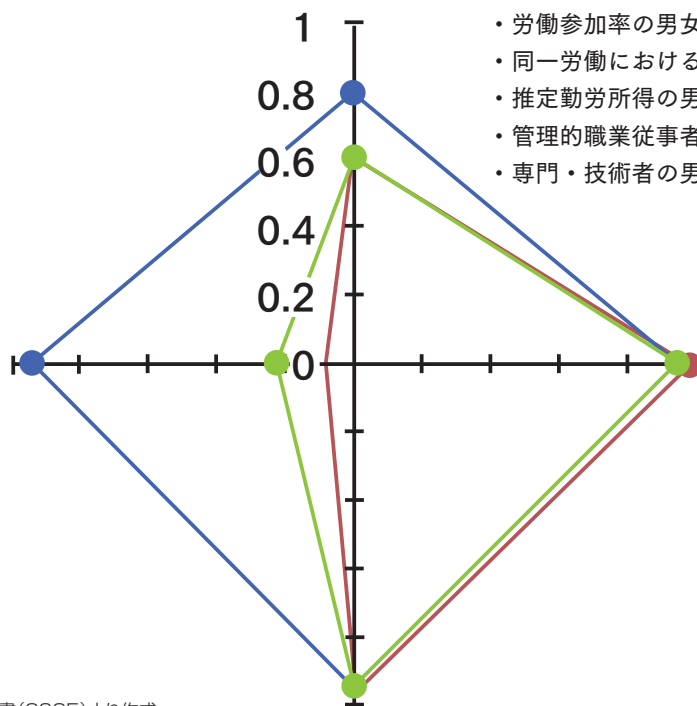
#### 経済参画(0.613)

- アイスランド(0.926)  
1位/148か国
- 日本(0.666)  
118位/148か国
- 平均(0.688)

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

#### 政治参画(0.085)

- ・国会議員の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政の長の在任年数の男女比



#### 教育(0.994)

- ・識字率の男女比
- ・初等教育就学率の男女比
- ・中等教育就学率の男女比
- ・高等教育就学率の男女比

#### 健康(0.973)

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

(備考)

- 1.世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)より作成
- 2.日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
- 3.分野別の順位: 経済(112位)、教育(66位)、健康(50位)、政治(125位)

資料出典:「内閣府男女共同参画局HP」より

# IV. ジェンダー平等、福祉・社会保障政策

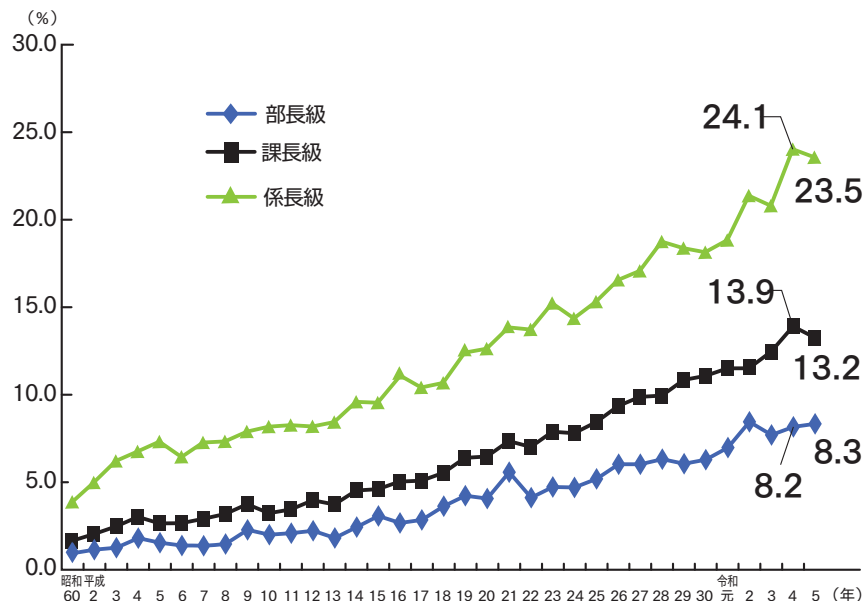
## 1. ジェンダー平等社会の実現

### (1-1) 政策決定過程への女性の参画

#### 管理職等に占める女性割合

○管理職等に占める女性の割合は長期的には上昇傾向にあるが、国際的に見ると依然その水準は低く、第5次男女共同参画基本計画の目標値に到達していない。

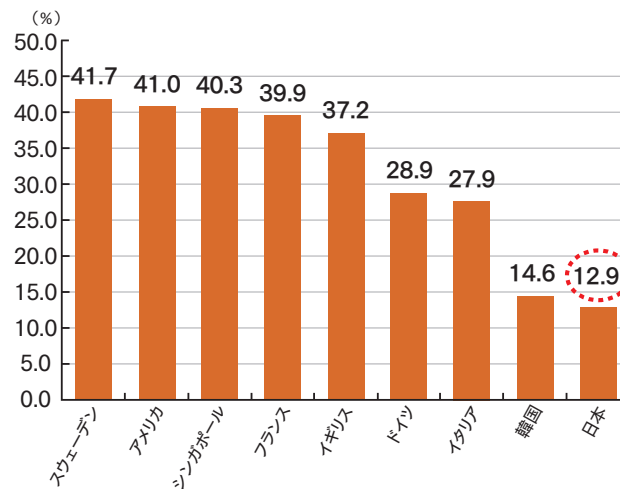
#### 役職別管理職等に占める女性割合の推移 (企業規模100人以上)



資料出典：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より、厚生省雇均局作成

- 注1) 平成30年調査から、常用労働者の定義が変更されている。(変更前：1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後：1か月以上の期間を定めて雇われている者)
- 注2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
- 注3) 令和2年から、推計方法が変更されている。
- 注4) 平成18年～令和元年分については、データの一部に週及推計値を用いている。

#### 管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較



- 注1) 日本の分類基準(日本標準職業分類)とその他の国の分類基準 (ISCO=08)が異なるので、単純比較は難しいことに留意が必要。
- 注2) ここでいう「管理職」は、管理的職業従事者(会社役員や企業の課長相当職以上や管理的公務員等)をいう。
- 注3) 割合は、管理的職業従事者のうち女性の占める割合。

資料出典：(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2024」より、いずれも2022年値

#### 第5次男女共同参画基本計画の目標値の進捗状況

項目	目標値 (令和7年)	5次計策定当時 (令和2年)	最新値 (令和4年)
部長相当職に占める女性の割合	12%	8.5%	8.3%
課長相当職に占める女性の割合	18%	11.5%	13.2%
係長相当職に占める女性の割合	30%	21.3%	23.5%

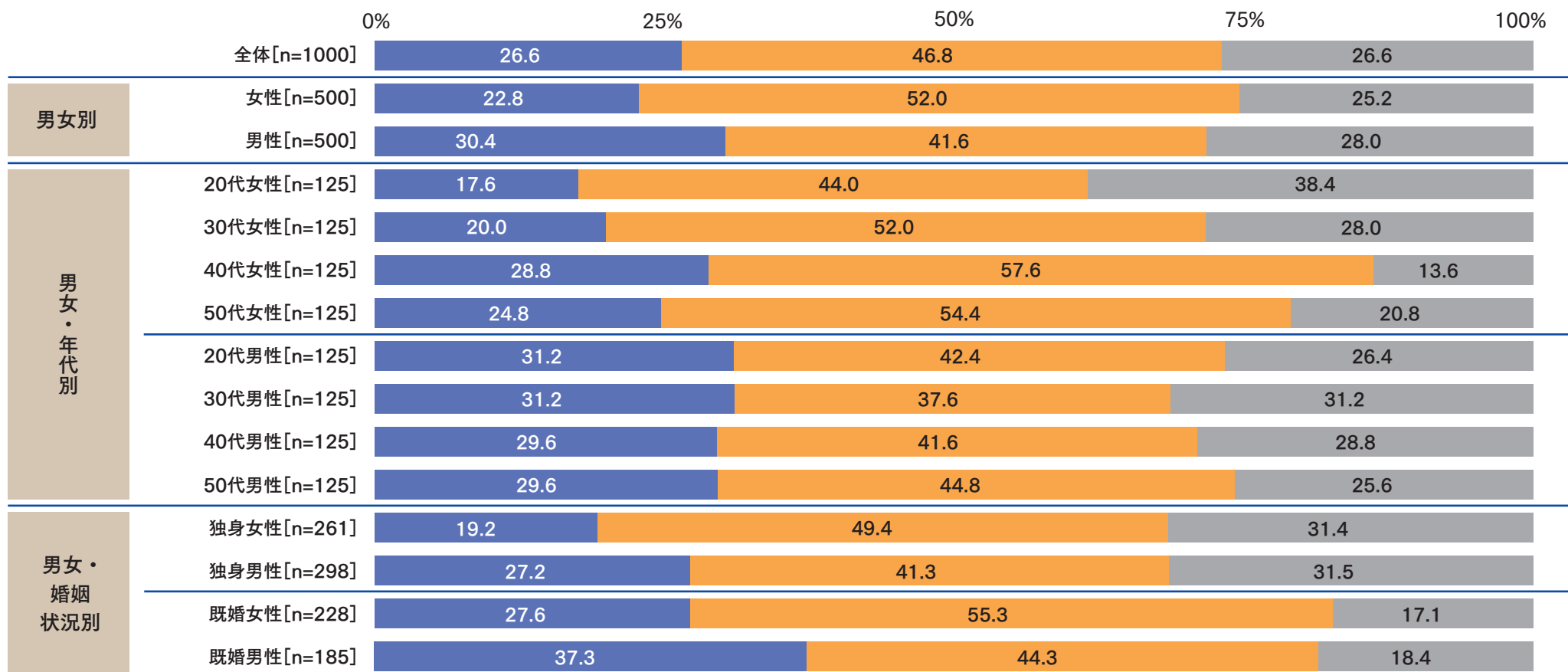
資料出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」/「ILO調査2023 女性管理職の割合国際比較」厚生労働省HPより

# IV. ジェンダー平等、福祉・社会保障政策

## 1. ジェンダー平等社会の実現

### (1-3) ジェンダーの視点に立った社会制度・慣行の見直し

「選択的夫婦別姓について」夫婦の姓のあり方についてどう思うか[単一回答形式]



- 夫婦は同氏がよい
- 夫婦は同氏でも別氏でも構わない 選択できる方がよい
- わからない

資料出典：連合「夫婦別姓に関する調査2025」より

# IV. ジェンダー平等、福祉・社会保障政策

## 1. ジェンダー平等社会の実現

### (1-3) ジェンダーの視点に立った社会制度・慣行の見直し

「選択的夫婦別姓についての意識調査」 選択的夫婦別姓制度が導入された場合、どうしたいか[単一回答形式]

		n数	夫婦同氏にしたい	夫婦別氏にしたい	どちらでもよい	わからない
全体		1000	31.5	9.5	37.9	21.1
男女	女性	500	32.6	12.4	34.8	20.2
	男性	500	30.4	6.6	41.0	22.0
男女・年代	20代女性	125	27.2	9.6	33.6	29.6
	30代女性	125	35.2	11.2	40.0	13.6
	40代女性	125	37.6	16.0	34.4	12.0
	50代女性	125	30.4	12.8	31.2	25.6
	20代男性	125	29.6	10.4	36.0	24.0
	30代男性	125	28.0	10.4	37.6	24.0
	40代男性	125	30.4	3.2	44.8	21.6
	50代男性	125	33.6	2.4	45.6	18.4
男女・婚姻状況	独身女性	261	25.7	12.6	34.1	27.6
	独身男性	298	27.5	7.0	39.3	26.2
	既婚女性	228	41.2	11.8	35.5	11.4
	既婚男性	185	36.8	5.4	45.9	11.9
	事実婚女性	7	28.6	28.6	42.9	—
	事実婚男性	9	22.2	22.2	22.2	33.3
	同性パートナーがいる女性	4	—	—	25.0	75.0
	同性パートナーがいる男性	8	—	—	12.5	87.5
男女・就業状況	就業女性	362	30.4	13.8	34.5	21.3
	非就業女性	138	38.4	8.7	35.5	17.4
	就業男性	411	30.9	7.5	41.1	20.4
	非就業男性	89	28.1	2.2	40.4	29.2

※n=30未満の属性は参考値

■ 全対比+10pt以上 / ■ 全対比+5pt以上 / ■ 全対比-5pt以上 / ■ 全対比-10pt以下 (%)

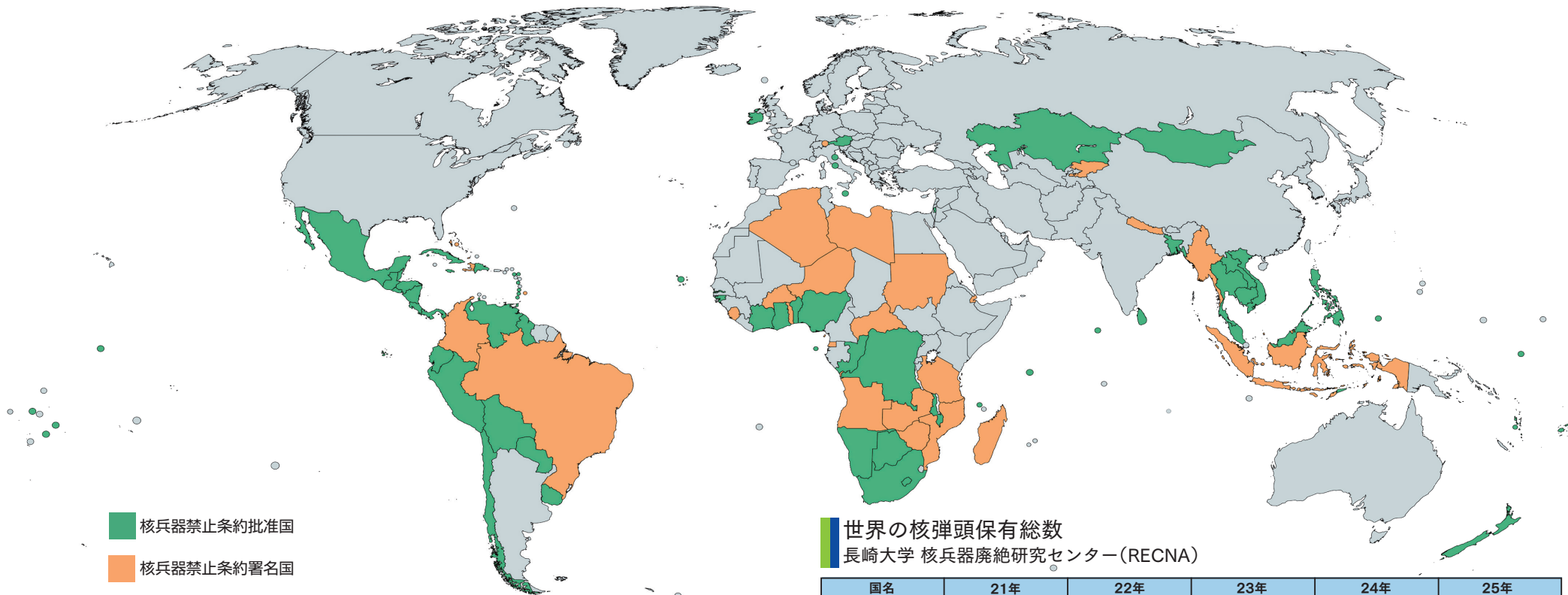
資料出典：連合「夫婦別姓に関する調査2025」より

# V. 組織政策

## 1. 平和・人権・環境と民主主義

### (1-2) 平和・人権政策 核兵器廃絶・核軍縮

#### 核兵器禁止条約批准署名国マップ



世界の核弾頭保有総数  
長崎大学 核兵器廃絶研究センター(RECNA)

国名	21年	22年	23年	24年	25年
アメリカ	5,550	5,425	5,244	5,044	5,277
ロシア	6,255	5,975	5,889	5,580	5,460
イギリス	225	225	225	225	225
フランス	290	290	290	290	290
中国	350	350	410	500	600
インド	155	160	164	170	180
パキスタン	165	165	170	170	170
イスラエル	90	90	90	90	90
朝鮮	40~50	20	30	50	50
合計	13,080	12,720	12,512	12,119	12,340

# V. 組織政策

## 1. 平和・人権・環境と民主主義

### (1-2) 平和・人権政策 在日米軍基地の縮小・撤去

#### 特定利用空港・港湾

○以下の14空港及び26港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」とした。

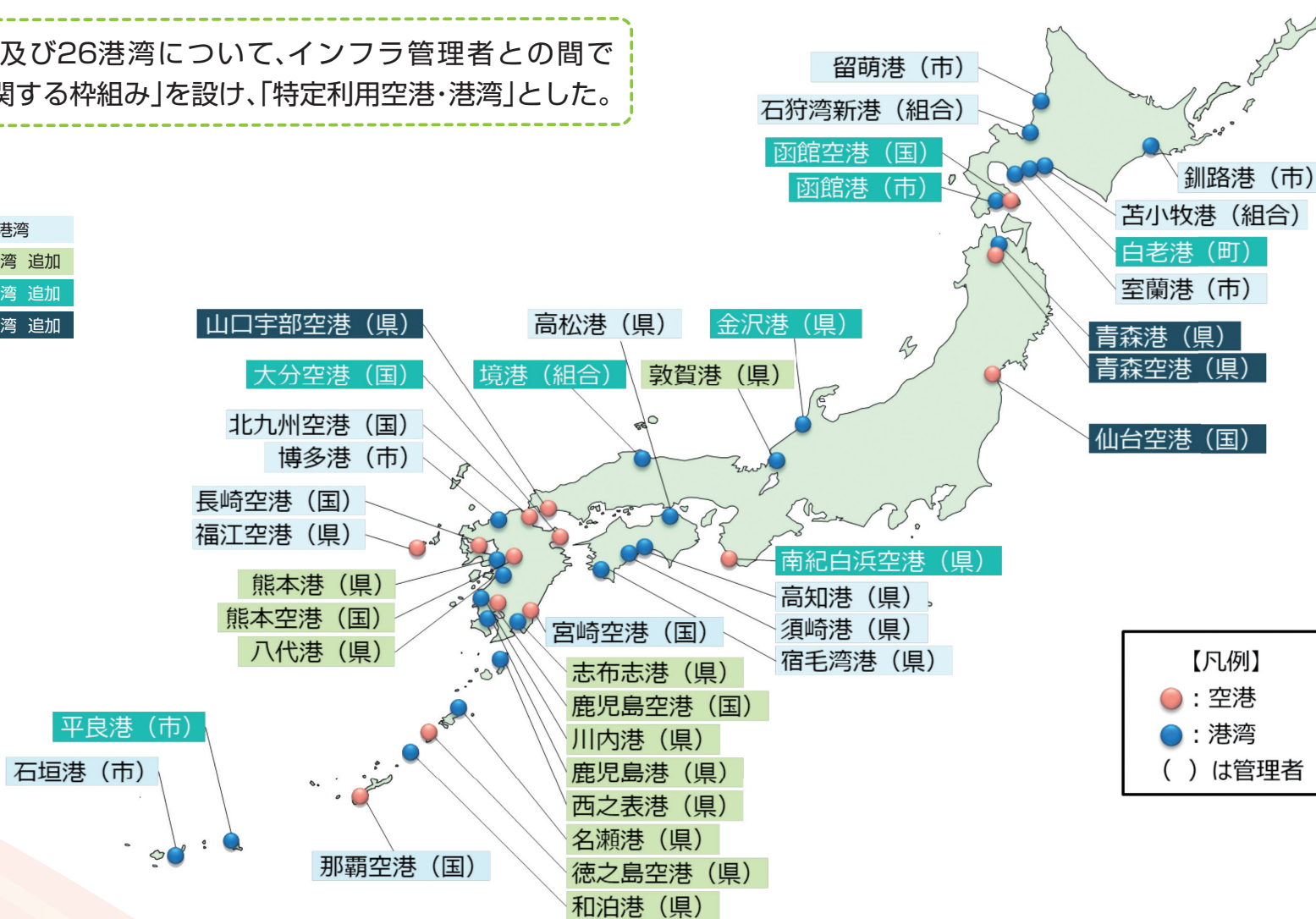
#### 特定利用空港・港湾

令和6年4月1日:5空港・11港湾

令和6年8月26日:3空港・9港湾 追加

令和7年4月1日:3空港・5港湾 追加

令和7年8月29日:3空港・1港湾 追加

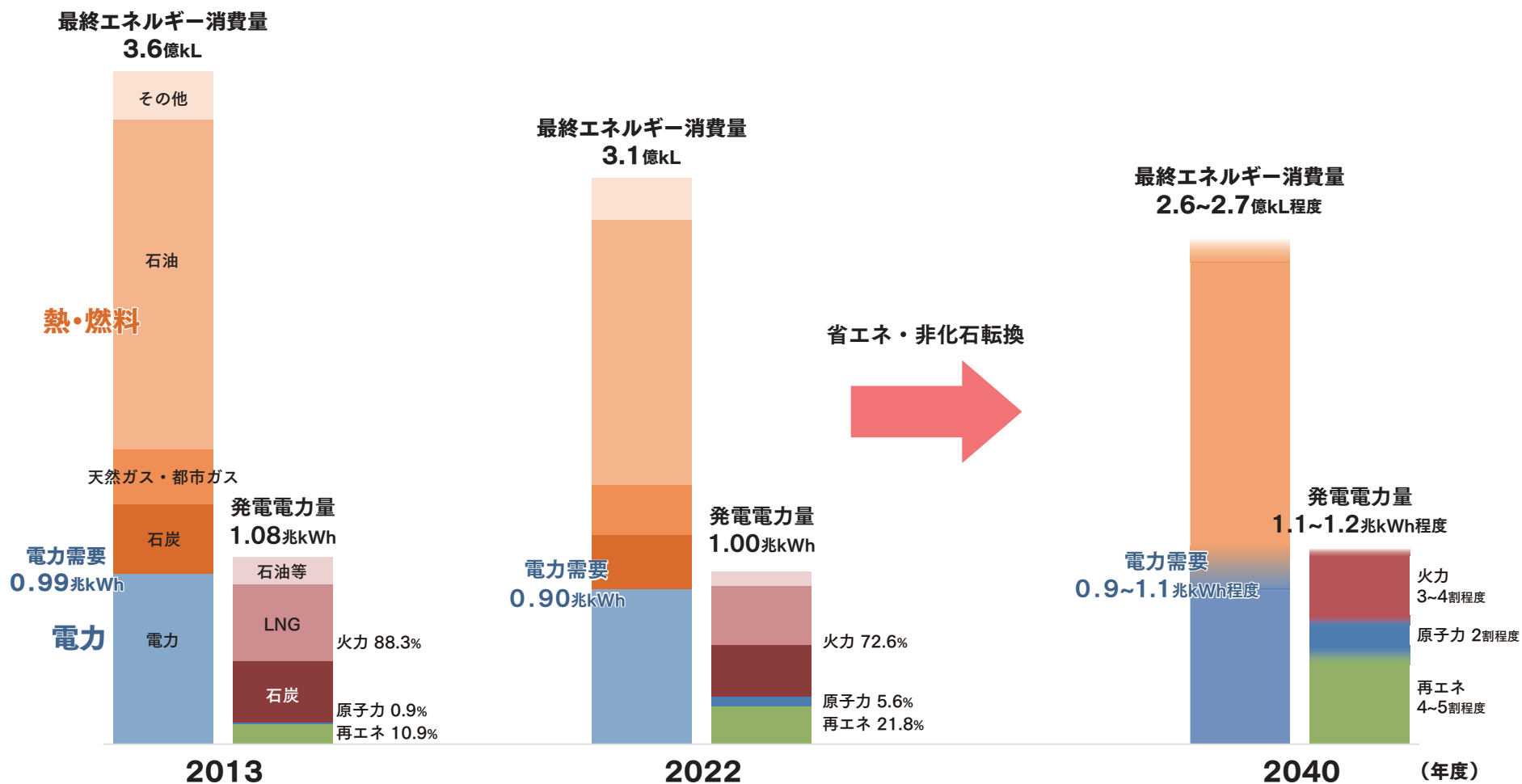


# V. 組織政策

## 1. 平和・人権・環境と民主主義

### (1-3) 環境・エネルギー政策 再生可能エネルギーの推進

(参考) エネルギー需要の見通し(イメージ)



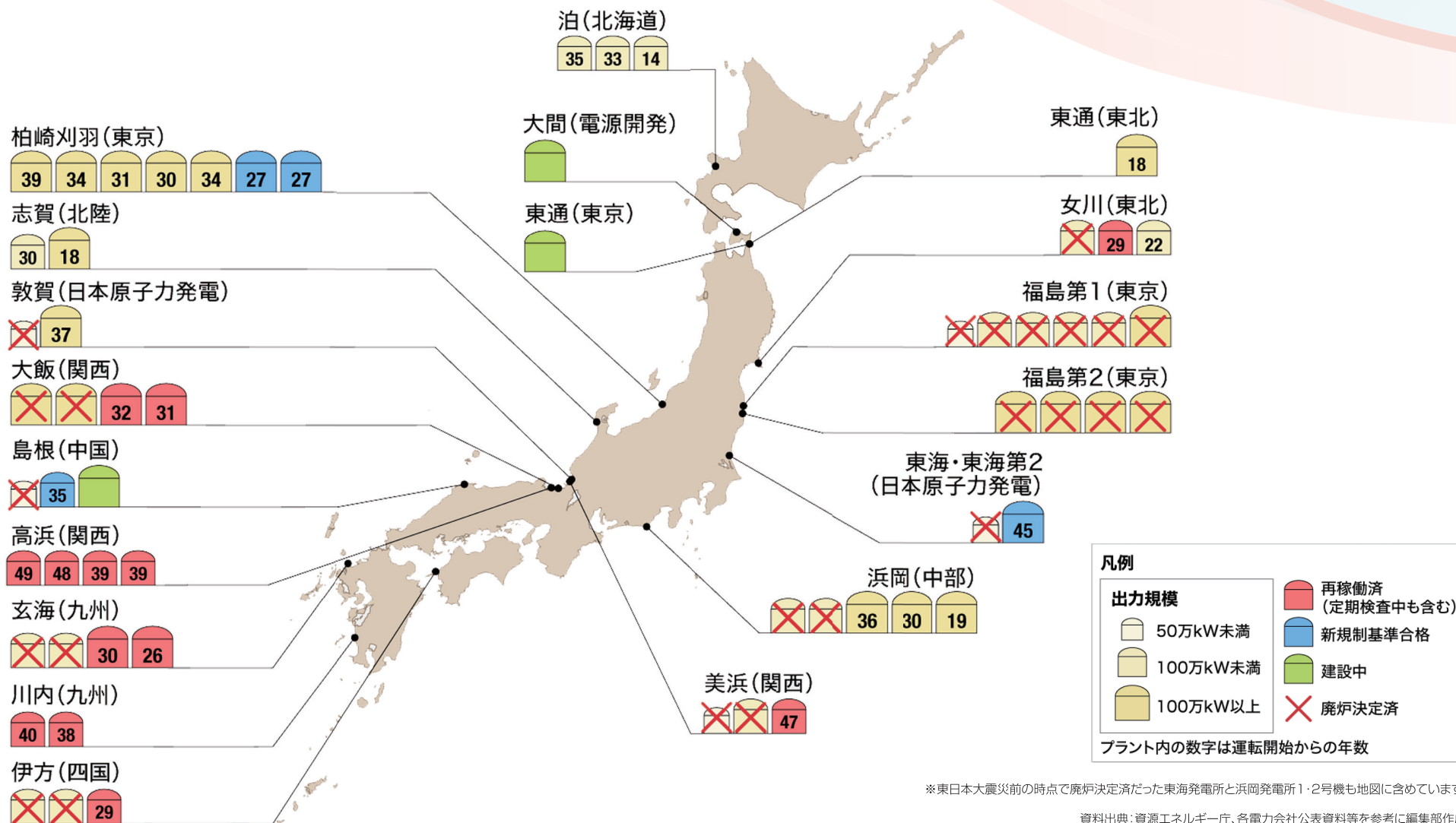
注) 左のグラフは最終エネルギー消費量、右のグラフは発電電力量であり、送配電損失量と所内電力量を差し引いたものが電力需要。

# V. 組織政策

## 1. 平和・人権・環境と民主主義

### (1-3) 環境・エネルギー政策 脱原発社会の実現

電子力発電所マップ(2024年10月末時点)



※東日本大震災前の時点で廃炉決定済だった東海発電所と浜岡発電所1・2号機も地図に含めています。

資料出典：資源エネルギー庁、各電力会社公表資料等を参考に編集部作成

日教組「政策制度 要求と提言」

第13集 2026年度版

# 政策各論

# I. 教育政策

## 1. 教育政策

### 1-1 子どもの学習権を保障し、学びの共同体としての学校改革

#### [政策目的]

- 保護者の状況にかかわらず、すべての子どもがともに学び続けられる制度を確立する。
- 保護者・地域と連携した学校づくりを行うための条件整備等を充実させる。

#### [具体策]

- 学校の裁量権を拡大し、地域・保護者・子どもが参画できるための条件整備をすすめること。
- 一人ひとりの子どもの関心に応える授業づくりを地域・保護者・教職員が力を合わせてつくりあげるとりくみを支援すること。
- 学校の序列化、地域間格差をもたらすことになるため、完全自由化された学校選択制は導入しないこと。
- 学校5日制の意義をふまえ、「土曜授業」は行わないこと。
- 地域の実態をふまえ、すべての都道府県に少なくとも1校以上の夜間中学を設置すること。また、外国につながる生徒の在籍率が高い実態もふまえ、学ぶ機会の確保のための教職員加配措置、柔軟な教育課程、教材・教具、旅費等の十分な教育条件整備にとりくむとともに、希望するすべての夜間中学生に就学援助制度を適用すること。

### 1-2 全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣調査のあり方

#### [政策目的]

- 現場に過度な負担を強いる調査のあり方については、抜本的な見直しをはかる。

#### [具体策]

- 全国学力・学習状況調査については、子ども・学校現場の負担や序列化・競争につながらないよう悉皆調査を廃止し、調査のあり方を抜本的に見直すこと。政令市別・市町村別・学校別の結果公表は行わないこと。
- 全国体力・運動能力、運動習慣調査については、体力運動能力調査へ一本化すること。

### 1-3 教員の養成・採用・研修の改善

#### [政策目的]

- 教員の専門性・力量や意欲の向上につながるよう、教育現場の実態をふまえた養成・採用・研修の一体となった改革をすすめる。

#### [具体策]

- 大学における開放制教員養成を堅持しつつ、各大学が教員養成のカリキュラム・教育方法等の自主的改善をはかれるようにすること。
- 教職課程コアカリキュラムについてはガイドラインにとどめ、大学の自主性や独自性を阻害することのないよう、弾力的な運用ができるようにすること。
- 教員養成カリキュラムに人権・平和・環境・共生、ジェンダー平等などを必修科目として位置づけること。また、日本国憲法・子どもの権利条約・障害者権利条約・国際人権規約の学習を必修とすること。
- 教員の養成段階においては、学校現場で子どもとともに過ごす経験やそこでの学びが重要であり、教育実習の充実にもつれた条件整備をはかること。
- 教職員の採用については、採用年齢制限の撤廃、採用選考基準等の公表、受験者への得点開示など、開かれた採用システムとすること。また、教員採用選考日程の前倒しや第一次試験の共同実施には慎重に対応すること。
- 障害のある教職員の採用にあたっては、法定雇用率(2.9%)を達成するとともに、合理的配慮等働きやすい職場環境と条件整備をすすめること。
- 在日外国人を教諭として採用でき、管理職任用資格等も有することを政府の見解として示すこと。
- 教員研修計画の作成については、教員の自主的な研究・研修、学校で創意工夫し行われてきた研修が推奨されること。また、更なる教職員への負担を強いることのないよう条件整備を行うこと。
- 研修については、法定研修(初任者研修・中堅教諭等資質向上研修)やその他の研修の整理・統合、自主的な研究・研修機会の保障・充実を一体的にすすめること。
- 教育委員会は大学と連携し、中堅教諭等資質向上研修等について受講者の負担軽減につながるよう運用の改善をすすめること。
- 教特法第22条に則った勤務場所を離れての自主的な研究・研修については、教員の専門性確保のため、とりわけ長期休業中にあっては積極的に奨励すること。
- 教員不足解消のための特別免許状の発行は慎重に行うとともに、計画的な教職員採

用をおこなうこと。

- 長期研修休暇(すべての教職員に一定の勤務年数後に、半年～1年程度の有給による長期有給研修休暇を保障する)を早急に制度として確立すること。

## 1-4 教科書検定・採択制度の改善

### [政策目的]

- 透明・公正性を確保した教科書検定制度への改善をはかる。
- 教職員・保護者・地域住民の声が十分反映される「開かれた採択」をすすめる。

### [具体策]

- 教科書検定については、透明・公正化の観点から、情報公開をさらにすすめること。
- 検定基準については、地域や子どもの実態に応じたものとなるように行政から独立した第三者機関によって、学問的・教育的な観点から検討すること。
- 教科書採択に関わっての情報公開をすすめ、教職員や保護者の意見を十分に反映すること。
- 子どもたちや地域の実態に応じた教科書が採択されるよう教科書採択区の小規模化をすすめること。
- 教科書の調査研究には教職員が直接関われるようにすること。また、調査研究に必要な時間を保障し、十分に意見が反映されるようにすること。
- 教科書無償制度の堅持とそのための予算増額をはかること。
- 「教科書バリアフリー法」にもとづき、教科書(拡大・点字・音声教科書等)が、必要とするすべての子どもに配布されるようにすること。

## 1-5 幼保一元化の実現と就学前教育の保障

### [政策目的]

- 保護者の就労等で地域の子どもの分けられることなく、ともに育ちあう「ゆたかな学び」の場を保障する。

### [具体策]

- 既存の幼稚園・認定こども園・保育所の機能・さまざまな人を活用し、地域の実態に即した子育て支援を提供すること。
- 子どもの育ちを大切にしたい就学前教育を保障するため、職員配置・教育環境の改善・

教育環境の改善・研修などへの財政措置を講ずること。

- 障害・外国籍・経済的状況等、支援が必要な子どもが安心して入園できる条件整備をはかること。
- すべての子どもに対して就学前教育を無償化すること。
- 子ども・子育て支援新制度における国と地方自治体の責任を明確にし、引き続き子どもを中心とした制度となるよう条件整備等を行うこと。
- すべての就学前施設で幼児教育の充実を図ること。
- 憲法・子どもの権利条約を基盤に幼保小中の連携・協力を地域で支え、子どもの育ちを保障すること。
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達目標ではないことを周知すること。

## 1-6 インクルーシブな学校づくり

### [政策目的]

- すべての子どもが排除されず、安心して過ごせる学校づくりを行うための条件整備を充実させる。

### [具体策]

- 公立学校における日本語指導体制を拡充すること。「特別な教育課程」としての「取り出し指導」を行う場合には、本人・保護者の意向尊重を原則とするとともに、それにかかわる人的配置の拡充を行うこと。母語や母文化の保障についても、専門的なスタッフや学習機材などを充実させること。併せて高校における体制整備を早急に行うこと。
- SOGI(性的指向・性自認)に関する認識を深めるとともに、性的マイノリティの尊厳を保障するための指針を作成し、施策に盛り込むこと。
- 子どもの権利条約、障害者権利条約、人権規約など国連の人権諸条約をふまえ、子どもの教育を受ける権利を保障すること。
- すべての子どもたちが安心して教育を受けることができるように学校環境の整備を行うこと。
- 子どもたちが地域で高校教育を受ける権利を保障するため、障害のある生徒の高校入試・学校生活等における合理的配慮、外国につながる生徒への個別配慮を含めた諸条件の整備を行うこと。

## 1-7 学校段階間の連携・接続

### [政策目的]

- すべての学校段階において、希望者全員が入学できることを前提に、計画的・継続的な教育指導ができ、ゆとりある安定的な学校生活を送るための条件整備をすすめる。

### [具体策]

- 校種間連携促進など、地域の実情にあわせた教育をすすめるための施設整備や教職員配置などの条件整備と施策を強化すること。
- 中高一貫校については、受験競争の低年齢化・教育への市場原理・競争主義の導入につながることをないようにすること。
- 子どもの成長や学びの連続性をふまえたカリキュラムのあり方を十分に検証すること。
- 学年の異なる子どもどうしが円滑な学校生活を送れるよう人的配置を含めた条件整備を行うこと。
- 小中一貫教育(義務教育学校含む)については、教育を受ける権利の保障と教育の機会均等、学校間・地域間格差を生まないことを基本に、現場の視点に立った検証を行うこと。
- 大学への「飛び入学」については、実態把握を行い、制度としての必要性を再検証すること。

## 2. 教育内容づくり・学校改革

### 2-1 カリキュラム改革

#### [政策目的]

- 現場教職員のカリキュラムづくりの実践成果を基調にした国レベルのガイドライン策定のシステムを確立する。

#### [具体策]

- 現在の国立教育政策研究所等の国の教育研究・研修機関をナショナルカリキュラムセンターとして再編成すること。
- 現在の「都道府県教育センター」等の運営および研究・研修機能を見直し、学校・教職員をサポートするための「都道府県カリキュラムセンター」として抜本的に改善すること。
- 教職員が教材・カリキュラム等の情報を交流・共有できるように、市区町村単位あるいは

教育事務所単位に「地域カリキュラムセンター」の創設・拡充をすすめること。

- 学校を基盤とした魅力あるカリキュラムづくり、教職員・地域の人々の啓発活動を推進するための予算措置と支援を行うこと。

### 2-2 カリキュラムのあり方

#### [政策目的]

- 地域性や子どもの実態に即したカリキュラムづくりを推進し、カリキュラム改革や条件整備を推進する。

#### [具体策]

- 学習指導要領は大綱的基準であり、「資質・能力」の育成に特化するだけでなく、憲法・子どもの権利条約の理念をふまえたうえで、弾力化をすすめること。
- 「特別の教科 道徳」においては、人権教育の視点に立ったカリキュラムや、地域教材の活用及び評価のあり方の検討を推進すること。
- 年間授業時数を考慮したカリキュラム作成や、柔軟な教育課程の編成、学校の裁量権の拡大をすすめ、子ども、教職員の負担とならないようにすること。また、そのための人的保障を充実すること。
- 小学校の外国語科は中学校「英語」の前倒しではなく、国際理解・交流の観点を重視したものとすること。また、子どもの負担について十分に配慮するとともに条件整備を行うこと。
- 小学校における教科担任制の実施にあたっては、実施する教科・学年等を学校の判断で行うなど、子どもたちのゆたかな学びの視点から、各学校の実態に即したものとすること。
- キャリアパスポートについては、地域・学校現場の実態を十分ふまえ学校現場の負担とならないようにすること。

### 2-3 「主権者」教育

#### [政策目的]

- 平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を推進する。

#### [具体策]

- 憲法・子どもの権利条約の理念を具現化するために、権利主体としての子どもの活動を

いかした教育活動をすすめること。また、自由権、社会権、参政権等について、国民の理解が深まるよう啓発などに努めること。

- 主権者の育成にむけた教育、(政治教育、法教育、労働教育、市民教育、消費者教育、メディア・リテラシー教育、SDGsなど)を各学校段階のカリキュラムに位置づけるとともに、特定の教科などに限定することなく、すべての教育活動を通して学ぶ機会を保障すること。

## 2-4 子どもを主体とする教育改革

### [政策目的]

- 学校・地域等、社会のあらゆる場面への子ども参画を推進する。

### [具体策]

- 国として、子どもに対する包括的な反差別法を含め、子どもの権利条約のすべての分野を網羅する行動計画を策定すること。
- 国および自治体は、子どもコミッショナー等、子どもの権利擁護のための独立した監視機関を設置すること。
- 「こども家庭庁」は子どもの権利条約の周知徹底をはかること。また、家庭教育に介入することのないようにすること。
- こどもの性被害・性加害防止のため学習指導要領のいわゆるはじめて規定をなくし、「包括的性教育」をすすめること。
- 「日本版DBS」については、子どもへの性加害防止に寄与するものとする一方、教職員の人権侵害とならないようにすること。
- 共同親権については子どもの最善の利益が守られる運用とすること。
- すべての子どもたちのいのち・人権を守るため、人的措置を含む教育環境の充実をはかること。
- 全国の自治体で、子どもの権利条約の理念に沿った「子どもの権利条例」を制定すること。
- 子どもの権利に関わるNGO、NPO等を積極的に支援・連携し、いじめ・体罰等に関する第三者機関による相談・救済体制を拡充すること。
- 児童会・生徒会等の活性化をはかり、子どもの意見が尊重される学校づくりをすすめること。

## 2-5 人権教育の充実

### [政策目的]

- すべての子どもたちが、安心して学び、育ちあう集団づくりをすすめる。

### [具体策]

- 部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざし、学校・地域の実態に即した実践ができるよう人的・財政的措置を含めた条件整備を行うこと。
- 「人権教育の指導方法の在り方・第三次とりまとめ」(文科省)の活用及び自治体のとりくみの検証を教育施策に生かすこと。
- ジェンダー平等教育とともに多様性を包摂する人権教育を就学前から積極的に推進すること。
- 子どものエンパワーメントを支援し、子どもどうしの関係を築くための人権教育を推進すること。
- 人権侵害を受けることなくすべての子どもの多様性が尊重され、安心して生きることができるよう人権教育の実践を推進すること。

## 2-6 環境教育、防災・減災教育

### [政策目的]

- 地域素材を生かした環境教育等の実践を通して、自然災害への認識をもつとともに、自分自身を守り、互いに助け合っている力を育み、意志ある判断や行動力が身につく防災・減災教育をすすめる。

### [具体策]

- エネルギーや環境に配慮した産業・ライフスタイル・科学技術に関するカリキュラム等を支援するための条件整備をすすめること。
- 子どもたちを中心とした家庭や地域の防災に関わる知識・意識の向上をはかるため、社会全体の防災力を向上させる防災教育の構築をはかること。
- 災害時に少しでも被害を少なくするための技術を習得できる減災教育の構築をはかること。
- 放射線教育に関しては、福島等の実態をふまえ、正しい情報を提供すること。

## 2-7 特別支援教育からインクルーシブ教育へ

### [政策目的]

- 障害者権利条約の理念をふまえ、インクルーシブ教育を推進する。
- 日本政府に対する国連・障害者権利委員会第1回総括所見の早期実現をめざす。

### [具体策]

- インクルーシブ教育を推進するための国家行動計画を策定すること。
- 「医学モデル」である学校教育法72条・81条の「障害による学習上又は生活上の困難を克服」の文言を削除すること。
- 学校教育法施行令改正(2013)に基づき、本人保護者の意向を尊重した就学先の決定がなされるようにすること。通常の学校・学級への入学を拒否できない「受け入れ拒否禁止」条項を制定すること。
- 高校入学選抜においては、定員内不合格を出さず、合理的配慮等、就学の保障を行う。
- 「4.27通知」については、障害者権利委員会勧告をふまえ撤回すること。
- すべての学校で障害を「人権モデル」でとらえ直し、権利としての共生・共学の視点から学校・保護者・地域との連携をすすめ、合理的配慮を実施すること。
- 学びの場の固定化につながることから、障害の早期発見・早期支援については慎重に検討すること。

## 2-8 部活動

### [政策目的]

- 部活動を学校教育から社会教育のもと、地域移行を行う。

### [具体策]

- 部活動の地域移行の停滞や地域間・家庭間格差を招くことのないよう、社会教育の基盤整備のための財源確保と、自治体への継続的な財政支援を行うこと。
- 総合型地域クラブの創設に対する支援体制の充実をはかること。また、総合型地域クラブ等の運営に対する財政援助や新たな措置を行うこと。
- すべての子どもがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるようにするとともに、子どもたちの健康の観点から休養を十分に確保すること。
- 大会やコンクールにおける地域クラブ活動の参加承認を「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が守られることを確認した上で、国・地方自治体レ

ベルですすめること。また、全国高等学校体育連盟(高体連)、日本高等学校野球連盟(高野連)、中学校文化連盟(中文連)、全国高等学校文化連盟(高文連)等に検討を促すこと。

- 学習指導要領から、部活動の記載を削除すること。
- 子どもの尊厳が守られる地域スポーツ・文化芸術活動が推進され、暴力やハラスメント等の根絶など、適切な指導が行われるよう、指導者への研修会等を行うこと。
- 部活動指導員については、子どもの実態に応じた指導や教職員の負担軽減につながるよう制度拡充すること。
- 兼職兼業については、本人の意思確認のうえ、「公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(文科省通知)」を参考に、顧問等の強要とならないようにすること。
- 自治体は、学校・地域等における子どもを含めた当事者に、地域移行の丁寧な説明・周知を行うとともに、移行をすすめること。

## 2-9 教育の情報化

### [政策目的]

- ICTを活用した教育は、デジタル・シティズンシップ教育をふまえた上で、教育の市場化や画一化を避け、子どもの主体的な学びを十分尊重したものとなるようにする。
- 教育DXが教育の公平性やゆたかな学びを担保するものとなるようにする。

### [具体策]

- デジタル教科書やAI等のICT活用については、教職員や子ども、子どもどうしの双方向の学びを重視すること。また、学校種・教科等、子どもの実態に即して有効に活用できるものとする。
- 教育テクノロジーを導入する際には、教育ツールであることを担保するために、現場教職員の意見が反映される仕組みをつくること。
- 学習データのとりあつかいについては、個人情報保護制度をふまえ、子どもの権利を守るものとなるようにすること。
- 子どもの健康への影響に十分に配慮すること。

## 2-10 デジタル・シティズンシップ教育

### [政策目的]

- 情報を批判的に読み解く力・見抜く力、有効な情報を活用・発信・伝達する力を養う

教育をすすめる。

#### [具体策]

- 個人情報の保護等、人権の視点を取り入れた情報教育を位置づけ、子どもたちが日常的に端末を使用することを前提としたデジタル・シティズンシップ教育をすすめること。
- 新聞・テレビ・雑誌・インターネット等のメディアから発信されるあらゆる情報を主体的・批判的に読み解く力の育成を支援すること。
- デジタル・シティズンシップ教育を各教科等の中で横断的に実践していけるような教材やカリキュラムの開発をすすめること。また、そのための人的配置を行うこと。
- メディア・リテラシー教育の充実をはかるため、「読書センター」「学習センター」及び「情報センター」としての学校図書館を整備・充実させるために専任の職員を配置すること。
- デジタル・シティズンシップ教育に関する研修機会を確保すること。

## 2-11 普通職業教育・労働教育

#### [政策目的]

- 各学校段階で普通職業教育を位置づける。
- 労働教育の視点を取り入れた普通職業教育のカリキュラム化を促進する。

#### [具体策]

- 多様な働き方を選択し、働く者の権利を行使して暮らすことができるよう、必要な知識とその活用について学べるカリキュラムを各学校段階で策定できるよう、支援をすること。
- 各学校段階で利用できるような労働教育のテキストを作成すること。
- 教職員むけの労働教育の研修の場を設けること。
- 職場見学やインターンシップなどについては、普通職業教育の観点からとらえらるとともに、教職員に過度な負担がかからないよう、人的配置・財源等を含め配慮すること。
- 学校、地域、保護者、行政、企業、労働組合が連携して、地域の実情をふまえた労働者の権利を学ぶなど実践的な労働教育が行えるようにすること。また、そのための条件整備等について配慮すること。

**<参考> 普通職業教育：生活者・労働者として、社会をつくり、変えていく力を育み、民主社会の一員としての市民を育む教育**

## 2-12 ものづくり教育

#### [政策目的]

- 体験のバーチャル化・擬似化がすすむ子どもたちに対して、社会認識や自然認識、技術認識を深めるものづくり教育を推進する。
- 労働観、職業観を育み、若者に社会参加の意義を見出させるようなものづくり教育の可能性を探る。

#### [具体策]

- 生活や人とのかかわりの中から学ぶ体験的な教育を重視するとともに、そのための条件整備をおこなうこと。
- 各学校段階でものづくり教育を通して子どもたちの社会認識、自然認識、技術認識を深めるカリキュラムづくりを推進すること。
- 実験・実習の教育的意義を重視するとともに、これらを担う実習教員の制度等を改善すること。

## 3. 後期中等教育改革

### 3-1 後期中等教育の機会均等

#### [政策目的]

- すべての希望する子どもたちに後期中等教育を保障する。

#### [具体策]

- 「高校授業料無償化」はすべての子どもたちが申請を必要とせずこの支援を受けられるよう制度を改善すること。また、国際人権A規約の趣旨をふまえ、朝鮮学校等も含めて拡充すること。
- 「高校授業料無償化」における公私の差額分を公立高校の施設設備充実に充て、学びの充実をはかること。
- 外国人学校の生徒の後期中等教育を保障するため、高等学校等就学支援金および高校生等奨学給付金の対象とし、さらに無償化すること。

### 3-2 地域にねざしたゆたかな後期中等教育

#### 【政策目的】

- 子どもたちが地域で高校教育を受ける権利を保障し「地域を育てる人間」を育む地域合同総合制の理念にもとづく高校づくりをすすめる。

#### 【具体策】

- 高校再編計画の策定にあたっては、地域性を考慮し、全日制・定時制・通信制を含めて教育の機会均等を保障すること。
- 公立高校が立地する地域間・学校間で生徒数の格差が拡大しないよう、地域における後期中等教育の保障を期すこと。
- 遠隔教育を行う場合には地域性を考慮したものとし、適切な人員配置のもとで教育を保障したものとすること。
- 後期中等教育改革については、すべての生徒・学校の実態をふまえ、人材育成ではなく人格形成のための学びを保障するものとすること。
- 「高校生のための学びの基礎診断」の活用については、生徒・学校・地域等の実態をふまえた各学校の判断に任せること。また、制度の趣旨をふまえて、その結果を進学・就職に利用しないこと。
- 公立高校改革は、地域・学校の実態をふまえたものにする。

### 3-3 高校入学者選抜改革

#### 【政策目的】

- 高校入学者選抜を廃し、高校進学希望者全員の入学を実現する。

#### 【具体策】

- 選抜による入学許可を規定した学校教育法施行規則第90条を改めること。
- 高校入学者選抜においては、適格者主義の克服や高校を実質的な義務教育へとすすめる方途を講ずること。
- 点数学力によらない入試選考を拡充すること。
- すべての進学希望者が希望する高校に入学できるよう、高校整備計画及び入学定員計画を作成すること。
- ボランティア活動など社会奉仕体験活動の評価等を単位認定したり、入試や就職の合否判定資料として活用したりするなど、ボランティア本来の趣旨を損なうことのない

ような措置をとること。

### 3-4 定時制・通信制教育の条件整備

#### 【政策目的】

- 格差社会と競争主義的な教育の矛盾が集中し、経済的に困窮した生徒、不登校だった生徒、心のケアが必要な生徒、外国につながる生徒の居場所となっている定時制、通信制での学びを保障するための条件整備を行う。

#### 【具体策】

- 定時制20人以下学級を実現すること。
- 通信制で学ぶ生徒の実態に対応した教職員配置を行うこと。
- 福祉と学校をつなぎ、進学・修学・就労できない生徒を支援するSSWを全校配置すること。
- 地方交付税措置となった夜食費の無償化、教科書給与費については、国庫負担として復活させること。
- 就労保障にむけ地域若者サポートステーションの学校支援事業を実施すること。

### 3-5 若年者の就労保障

#### 【政策目的】

- 若者が安心して将来を見通せる雇用環境をつくるため、だれもが安心して働くことのできる雇用政策・労働政策を策定する。

#### 【具体策】

- 若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進、労働教育のカリキュラム化などを通じた若者雇用対策を講ずること。
- 若年労働者や非正規労働者に労働者の権利やセーフティネットのしくみを周知する施策を講ずること。
- 「改正男女雇用機会均等法」や「障害者の雇用の促進等に関する法律」などの趣旨を生かし、就職差別が起こらないよう関係機関への指導を行うこと。また、法定雇用率を遵守すること。
- スクール・ソーシャル・ワーカー（以下、SSW）の配置を拡充するなどにより、ハローワークと学校の連携をより密にすること。

- 中卒者、高校・大学中退者、離職者、不登校の子どもに関して、地域での居場所の確保を含め職業訓練等就労に至るまでの支援を、学校、フリースクール、地域若者サポートステーション、ハローワーク、福祉作業所等が連携して行えるようしくみを構築すること。
- リカレント教育をすすめるため、教育訓練給付制度（一般教育訓練、専門実践教育訓練）については、一般財源で実施すること。

## 4. 高等教育改革

### 4-1 高等教育改革

#### [政策目的]

- 憲法で保障されている学問の自由と大学の自治の理念をふまえた大学運営を実現する。
- すべての希望する人に高等教育を保障するため、制度設計や財政措置を講じる。

#### [具体策]

- 大学の授業料を引き下げ、希望するすべての子どもに高等教育を保障すること。当面、高等教育に対する公財政支出を引き上げ、国立大学への運営交付金及び公立大学・私立大学への経常費・設備費補助金を増額すること。
- 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」に対する附帯決議をふまえ、教授会の意見を尊重した大学の運営を実現するとともに、学長選考に関わっては大学の自主的・自律的な選考が確保されるようにすること。
- 国立大学運営の基礎である運営費交付金を充実させること。公的資金の配分について、競争的評価を見直すこと。
- 「私立学校法の一部を改正する法律」に対する附帯決議をふまえ、大学の教育・研究に不当に干渉することがないよう特段の配慮を行うとともに、理事会の業務執行への評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、評議員会の権限強化策を推進すること。
- 国際卓越研究大学等の選定や計画認可の審査基準及び審査過程について公表すること。
- 高等教育機関は国際競争力よりも国際連帯力を培う機関とすること。
- 大学入学者選抜制度改革については、英語民間検定試験の導入及び「大学入学共通テスト」の記述式問題の出題を行わないこと。また、「高校生のための学びの基礎診断」「大学入学共通テスト」や各大学個別選抜の改革ではなく、「大学入学資格試験」制度の導入など抜本的改革を行うこと。

- 学習者が大学との相互対話で入学できるなど、大学入試制度の見直しをすすめること。
- 地域の学術・文化の拠点としての役割や地域への経済波及効果を考え、地域の大学の財政支援をはかり地域総合大学化をめざすこと。また地元高校の受入れ枠を確保すること。
- 多様な学びの機会が保障されるよう、大学の夜間教育を維持・継続すること。
- 日本学生支援機構の奨学金制度の抜本的な改善と拡充を行うこと。また、給付型奨学金については対象者の拡大と所得制限・支給要件を緩和すること。貸与型奨学金はすべて無利子奨学金とすること。返還金の充当順位について元本を先にするなど返済制度を改善すること。「所得連動型」返済制度を第二種（有利子）奨学金にも適用すること。
- 社会人の再入学など働きながら学ぶための制度拡充にむけ、予算措置と支援を行うこと。

## II. 教育行財政政策

### 1. 義務教育費国庫負担制度2分の1復元・拡充、定数改善、教育予算拡充

#### 1-1 教育財源の確保（義務教育）

##### [政策目的]

- 義務教育について教育諸条件を充実し、自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう国として教育水準を確保する。

##### [具体策]

- 地域に密着した公共サービスを住民参加で決定するしくみを基本に、地方財政の確立をはかること。そのため、国と地方の税財源配分の見直しや課税自主権の拡大などをすすめること。
- 地方交付税算定について透明性を確保すること。また、公共サービスの充実のため地方交付税総額を確保のもと増額すること。自治体間での格差が生じないような財源調整機能の整備をはかること。
- 義務教育費国庫負担制度については、負担率を2分の1に復元すること。国が全額負担するしくみの検討については、そのことによって、教育の自治・分権に支障をきたさない

ことを前提とすること。

- 全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等をはかるといふ県費負担教職員制度は基本的に堅持すること。
- 政令市への給与負担等移譲にともなう教育条件の低下や教育水準の格差解消に努めること。
- 教育振興基本計画については、学校現場の実態にあったものとする。また、自治体が策定する計画も含め教育条件整備のための財政保障がともなったものとする。
- 教科書無償制度を堅持するとともに、デジタル教科書を教科書無償制度に含めること。
- 学校給食費の公費化については、他の教育予算に影響のない安定的な予算を確保すること。
- 本来公費負担すべきものについては、私費に依存せず公費負担とすること。また、公私費負担区分を明確化すること。
- 就学援助費・就学奨励費について、援助費目・援助金額の拡充、該当要件の緩和をはかると。また、必要とするだれもが受給できるようにすること。
- 全額国費による「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続をはかると。
- 夜間中学校など「学齢期」を越えた希望するすべての生徒に就学援助制度の適用をはかると。
- フリースクール等に通う子どもへの必要な財政援助をはかると。
- 「公教育」の公共性・継続性・安定性の観点から公設民営学校の設置は行わないこと。

## 1-2 教育財源の確保(後期中等教育)

### [政策目的]

- 後期中等教育に関わる教育予算拡充をはかり、希望するすべての生徒に教育を受ける機会を保障する。

### [具体策]

- 「高校生等奨学給付金」については、全額国庫負担で措置し、給付金の増額とともに受給要件の緩和をはかると。また、「高校授業料無償化」については、他の教育予算に影響のない安定的な予算を確保すること。
- 教科書無償制度を後期中等教育に拡充すること。
- 私費負担の軽減をはかるため、予算を措置すること。
- 離島・へき地等に住む生徒に関する通学費・居住費補助等を拡充すること。

## 1-3 教職員定数改善

### [政策目的]

- ゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の実現のため教職員定数の改善をはかる。

### [具体策]

- きめ細かな対応と十分なスペース確保のため少人数学級の実現をはかると。当面、高校までの35人以下学級の実現をはかると。
- 小学校教科担任制の前倒し実施並びに、専科教員等の配置拡大をはかると。
- 持ち授業時数の上限を設定し、必要な教員定数改善を行うこと。
- 35人学級実施に伴い授業時数が増加することから、定数算定の乗ずる数および除する数を改善すること。
- スタッフ職の配置拡充とその処遇の改善をはかると。
- 学校数・学級数・児童生徒数に加え、業務量に応じた教職員定数の算定方法とすること。
- 飛び複式学級を廃止する等、複式学級の編制標準を改善すること。また、自治体判断で1学級に編制しない場合でも国庫負担を行うこと。
- 総合学科、単位制、多部制等、多様な生徒の実態に対応するために設置された高校に関して、教職員の加配措置を行うこと。
- 現業職員を標準定数法に位置づけること。
- 養護教員、事務職員、栄養教職員の全校配置と複数配置の拡充をはかると。
- 共同学校事務室への加配を充実すること。また、基礎定数化をすすめること。
- 学校図書館法改正の趣旨をふまえ、専任学校司書の全校配置をすすめること。
- 寄宿舎教員の配置基準を改善すること。
- 国の定数加配については、弾力的な配置ができるようにすること。
- 標準定数法内での未充足を行わないようにすること。また、標準定数法を改正し、定数くずしを廃止すること。

## 1-4 教育環境の充実

### [政策目的]

- 国として安心・安全な学校施設の整備・拡充をはかる。

## [具体策]

- 教育のナショナルミニマムを向上させるため、学校設置基準の抜本的改善をはかること。
- 公立学校施設の耐震化率100%を達成するとともに、天井材・照明器具など非構造部材の耐震性を確保すること。また、国立大学法人・私学施設や就学前教育施設の耐震化等のための助成費等の拡充をはかること。
- 学校施設の老朽化対策にともなう改修事業を拡充すること。また、学校施設のアスベストについて万全な対策を行うこと。
- すべての教室・体育館にエアコンの整備、またランチルームの設置など学校施設のさらなる充実をはかること。
- トイレの個室化・洋式化、空調設備の設置、学校施設のユニバーサルデザインを推進するなどすべての子どもが安心して使える環境を整えること。
- 学校施設の耐震化、新增改築のための国庫補助率を引き上げること。
- 学校施設が災害時における避難場所として活用されることから、避難場所としての設備の整備などの助成費等の拡充をはかること。
- すべての教職員へのパソコン配置等ICT環境整備を行うとともに研修のための予算を措置すること。また、ヘルプデスクを配置すること。
- 「GIGAスクール構想」の実現にあたっては、すべての高校生も対象とした上で子ども1人1台の端末等を早期に配備すること。また、家庭におけるネットワークについての持続的な支援をおこない、地域間格差が生じないようにすること。
- 1人1台の端末の保守・更新やアクセスの保障、情報通信技術支援員などの人的配置について、継続的に財政措置をはかること。

## 2. 高等教育、私学教育の充実

### 2-1 私学教育の振興

## [政策目的]

- 大学生の8割、高校生の3割、幼稚園児の8割が在学する私立学校・園が建学の精神にもとづき特色のある教育を推進できるよう、教育研究のための施設設備条件の充実と就学上の経済的負担を軽減する。

## [具体策]

- 幼稚園の就園奨励費の国庫負担を拡充すること。
- 高等学校等就学支援金制度の拡充をはかること。
- 専修学校専門課程に対する経常費助成を新設すること。
- 私立大学等の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、大学経営の健全性の向上をはかるため、公財政支出を拡大すること。当面、経常的経費一般補助の算定には圧縮率を掛けないこと。また「教育の質に関する客観的指標」による傾斜配分を行わないこと。
- 私立高校における学級定員ならびに専任教諭の配置率を公立学校と同じ基準とすること。
- 私学教育の立場を公立学校教育と同等に扱うため、教職員に係って、私立学校法に教職員の身分と待遇の適正義務を負う規定を設けること。
- 教職員定数の拡充をはかること。
- 「私立学校振興助成法」の附帯決議(参議院文教委員会75年7月)の内容を実行するための措置を引き続き講ずること。
- 教育振興基本計画を実行するための財源措置を拡充すること。

## 3. 地方分権の推進、地方財政の確立、地方教育行政・学校運営組織の改革

### 3-1 持続可能な学校を実現する教育行政

## [政策目的]

- 学校現場を支援する教育行政を充実させる。
- 教育の政治的中立性、安定性、継続性を確保する。
- 学校の働き方改革の施策等を確実に実現すること。
- 地域住民・保護者の声を教育行政に反映する。

## [具体策]

- 業務量管理・健康確保措置実施計画(以下、「実施計画」)を確実に実行すること。実施状況を精緻に把握し、必要な修正等をはかること。
- 首長部局、保護者・地域住民と連携し、「実施計画」の実行化をはかること。
- 設置者・管理者の責任において「持ち帰り時間」を把握し、その業務の削減をはかること。

- 人事委員会は労働基準監督機関の責任を果たすこと。
- 部活動の地域移行をすすめること。
- 総合教育会議における議論は、法で定められている教育に関する教育委員会と首長の権限分担をふまえたものとする。また、会議の公開、会議録の公表を行うこと。
- 教育予算案の編成等に係る教育委員会の権限の強化をはかること。
- 教育委員会の行政委員会としての機能を発揮するため、人的措置を含めた組織体制の拡充をはかるとともに、役割を学校支援においたものにする。
- 教育委員に保護者、識者、教育経験者など多様な人物が任命されるようにすること。
- 教育委員が教職員・住民・保護者・子どもと議論を行う場を設けること。教育委員による学校視察の機会を拡大すること。
- 学校予算等に関する学校への権限委譲をはかること。
- 教育分野の特区事業については、一定水準の確保などの観点から検証を十分に行うこと。
- 地域の人材を生かし、学校を支援するスタッフの拡充をはかること。
- 子どもへの貧困の連鎖を食い止めるため、教育行政だけでなく労働・福祉なども含めた総合的施策を推進すること。
- 「児童虐待防止法」を実効あるものとするため、相談や避難施設、人的配置など具体的な施策とともに、研修の内容・機会の充実をはかること。

## 3-2 教育環境の充実

### 【政策目的】

- 自治体における安心・安全な学校施設の整備・拡充をはかる。

### 【具体策】

- 学校施設の耐震化率100%を達成するとともに、天井材・照明器具など非構造部材の耐震性能を確保すること。
- 学校施設の老朽化対策にともなう改修に当たっては、エコスクール、ユニバーサルデザイン等の観点を考慮すること。また、学校施設のアスベストについて万全な対策を行うこと。
- すべての教室・体育館にエアコンの整備、またランチルームの設置など学校施設のさらなる充実をはかること。
- トイレの個室化・洋式化、空調設備の設置、学校施設のユニバーサルデザインを推進

- するなどすべての子どもが安心して使える環境を整えること。また、学校設備指針に基づき、男女別に必要な面積、ロッカー等を備えた更衣室を設置すること。
- 学校の新增改築にあたっては、設計段階から、子ども、保護者、地域住民、教職員が意見反映できるようにすること。また、学びの多様化に応じた施設とし、子どもと地域住民の交流が日常的に展開できるよう複合施設化をはかること。
- 学校の統廃合は、教職員定数を含め子どもの学びに影響が出ないことを基本とし、学校が地域コミュニティの拠点としての役割を果たしている観点からの検討を含め、保護者や地域の声をもとに慎重な検討と合意を得ること。
- 災害時における避難場所として、設備の整備などをすすめること。

## 3-3 学校運営組織と校務分掌の見直し

### 【政策目的】

- 学校が「裁量と責任」を持って自主的・自律的に運営できる体制づくりを行う。
- 保護者や地域の声を反映した学校づくりを行う。

### 【具体策】

- 学校の裁量権拡大をすすめるとともに、教職員の協力・協働による学校運営組織の確立と必要な教職員配置を行うこと。
- 校務分掌を見直すとともに、勤務時間内で円滑に処理できる運営組織とすること。
- 主幹教諭・指導教諭を配置する場合は、経験豊かな教職員の専門性が発揮できる職とすること。主幹教諭・指導教諭の自治体の任意配置を堅持すること。
- 主務教諭を配置する場合は、処遇改善を基本とし新たな職務を加えないこと。また、設置については自治体の任意配置を堅持すること。
- 事務職員の主体的・積極的校務運営参画のため、事務長の配置及び室長を事務職員とした共同学校事務室設置を推進すること。
- 教育課程に係る学校の主体性を確保すること。学校財務取扱規程の整備、学校予算配当制度の整備、専決額拡大など予算権限の学校への委譲をはかること。
- 「学校運営協議会」については、地教法の趣旨をふまえ、学校運営への支援に特化し「教職員・保護者・子ども参画」による「学校協議会」として機能するようにすること。なお、職員の採用その他の任用に関して意見を述べることであった任意の機能は廃止すること。「学校運営協議会」において、「実施計画」の実行性と実施状況について検討するとともに、確実に実行される学校運営の改善措置となるよう努めること。

- 地域の人材活用による支援組織を確立すること。あわせて、地域コーディネーターの役割を担う人員を確保すること。

### 3-4 「自己評価」を基本とした学校評価システム

#### 【政策目的】

- 学校評価を通じて学校運営の改善をはかる。

#### 【具体策】

- 学校評価については「自己評価」を基本とし、各学校の実態に応じた主体的な評価とすること。
- 「学校関係者評価」については、連携協力を基本とし、保護者、地域、子どもたちからの意見を聴取していくこと。
- 「第三者評価」については、一律の評価基準による画一的で管理的なものとししないこと。学校の序列化・階層化につながる可能性のある一律的な数値による学校評価は実施しないこと。
- 学校評価を教育諸条件整備の改善にむけた自治体の施策に反映させること。また、教職員の人事評価と連動させないこと。
- 学校評価が学校現場の負担にならないよう、簡素な評価とすること。
- 学校は、学校運営の状況に関する必要・適切な情報を保護者・住民に積極的に提供していくこと。

## Ⅲ. 労働政策

### 1. 公務員制度改革

#### 1-1 労働基本権と公務員制度改革

#### 【政策目的】

- 自律的で安定的な労使関係を構築し、多様化するニーズに対応するために労使間の意思疎通を深めることによって、すべての住民の生活の安定、安全・安心を支える良質な公共サービスを実現する。

#### 【具体策】

- ILO勧告に則り、国際労働基準を満たした公務員の自律的労使関係制度の確立、労働基本権の回復を行うこと。
- 教育政策をはじめ、行政組織方針や住民のニーズに応える行政のあり方など、労使が意思疎通を深めるための「労使協議制」を構築すること。
- 良質な公共サービスの実現にむけて、その重要性和普遍性を社会的に喚起するとともに、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかること。

## 2. 長時間労働是正

### 2-1 学校の働き方改革の実現と労安体制の確立

#### 【政策目的】

- 教職員一人ひとりの健康が守られ、過労による死亡・疾患をゼロにする。
- 業務削減・教職員定数改善・給特法の廃止もしくは抜本的見直しの3本柱で長時間労働を是正する。
- 週38時間45分の勤務時間内において、すべての業務が円滑に処理できるよう働き方改革を確実に実現する。
- 給特法第7条にもとづき、在校等時間による勤務時間管理や、時間外在校等時間の上限時間の遵守を徹底する。
- 36協定の締結・遵守を徹底する。
- すべての職場に労働安全衛生委員会を設置しその機能強化をはかる。

#### 【具体策】

- 各自治体で策定された「実施計画」を確実に実行すること。実施状況を精緻に把握し、必要な修正等をはかること。
- 首長部局、保護者・地域住民と連携し、「実施計画」の実行化をはかること。
- 設置者・管理者の責任において「持ち帰り時間」を把握し、その業務の削減をはかること。
- 人事委員会は労働基準監督機関の責任を果たすこと。
- 部活動の地域移行をすすめること。
- 文科省・自治体・教委は、明確化・適正化された業務について、保護者・地域住民等に周知するとともに、確実な移行とさらなる業務の明確化・適正化を推進すること。また、

そのための財源を確保すること。

- 文科省・自治体・教委は、保護者・地域住民等への周知と中体連・高体連・各種競技団体等との調整のもと、部活動ガイドラインが遵守される環境を整備するとともに、学校に依存しない部活動の地域移行をすすめること。
- 所定労働時間で業務が終了できるよう、教職員の業務を具体的に削減すること。
- 上限指針にもとづき、自治体での条例・規則化等を早急にすすめること。
- 「休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制」の導入にあたっては、年間の所定労働時間内で業務が終了することを前提に、教職員組合との合意を得ること。
- 給特法については、廃止・抜本的な見直しにむけた検討をすすめること。
- 給食費等の公会計化をすすめること。
- 労働安全衛生法・労働安全衛生規則の趣旨を徹底し、事業所規模にかかわらず、衛生委員会・産業医の配置・衛生管理者の設置並びにストレスチェックの実施などの安全衛生体制を確立すること。また、勤務時間やストレスチェックの結果分析や活用により、業務改善、メンタルヘルス対策を講ずること。
- 公務災害認定の決定の迅速化、現場実態にあった認定制度の見直し、公務災害補償の内容の充実をはかること。
- 精神疾患による休職者に対する「職場復帰システム」を確立すること。その際、本人の意向を尊重し、過度な負担とならないシステムとすること。また、復帰直後における職務軽減など、十分な支援体制を講ずること。
- 小学校教科担任制の前倒し実施並びに、専科教員等の拡大をはかること。
- 持ち授業時数の上限を設定し、必要な教員定数改善を行うこと。
- 35人学級実施に伴い授業時数が増加することから、定数算定の乗ずる数および除する数を改善すること。
- スタッフ職の配置拡充とその処遇の改善をはかること。
- カスタマーハラスメント対策として自治体に対応部署等を設定すること。
- 勤務時間の過少報告や改ざん等の罰則規定を設けること。
- 部活動の地域移行の推進すること。

## 3. 権利確立、雇用・労働条件改善

### 3-1 教職員の給与制度

#### 【政策目的】

○ 教職員の処遇を改善し、教育条件の向上をはかる。

#### 【具体策】

- 教職員の賃金については、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とする職務給の原則をふまえ、適用給料表の水準の引上げや級・号給格付けの改善、諸手当水準の引上げを行うこと。また全国的な教育水準を維持するために統一的水準を確保すること。
- 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1の復元、地方財政措置や国立大学法人運営費交付金の拡充などを行い、賃金に係る安定的な財源を十分に確保すること。
- 勤務時間内に仕事が終わることができない過酷な勤務実態をふまえて、給特法を廃止し、時間外手当を支給すること。
- 人材確保法の趣旨に則り、義務教育等教員特別手当等の水準を回復すること。
- 教育職旧(二)(三)表、1・2級の適用者については客観的基準により上位級への格付けをはかること。
- 再任用教職員については、人材確保の観点も含め、定年前教職員との均衡をはかり、賃金水準を改善すること。
- 60歳前後の給与水準の連続性確保については、定年を延長した職員のみならず、定年前の職員や再任用職員を含めた高齢層職員全体が意欲をもって働ける水準とすること。
- 事務職員、学校栄養職員、現業職員、実習教員、寄宿舎教員、幼稚園教員、保育教員、学校司書等の賃金水準の向上をはかること。
- 大学教職員、私学教職員、医療職員、宿泊施設職員の賃金・労働条件改善をはかること。
- 教員採用試験に係る国籍条項を撤廃すること。また、外国籍の教員の処遇について、差別的取扱いを行わないこと。
- 人事評価制度については5原則2要件(公正・公平性、客観性、透明性、納得性、合目的性、苦情処理制度の確立、労使協議制)を確保すること。また、人材育成や活力の向上、学校全体の活性化に結びつくような制度や運用となるよう、不断の検証と必要な

改善見直しを行うこと。

- 人事評価制度の運用や評価結果の処遇等への反映などについては、労使間の協議を保障し、合意を前提とすること。また、教職員組合の参加のもと、教育の現場実態をふまえ、検証・改善を行うこと。

### 3-2 臨時・非常勤教職員等

#### [政策目的]

- 臨時・非常勤教職員等の処遇改善と雇用安定をはかる。

#### [具体策]

- 臨時・非常勤教職員等に対して、経験や職務に応じた賃金の適正な支給を行うなど、同一価値労働・同一賃金とすること。
- 臨時的任用教職員の初任給格付けの制限・上限の撤廃をはかること。さらに臨時的任用教員は、教育職2級の適用をすすめること。
- 会計年度任用職員制度創設の趣旨にもとづき、非常勤教職員の報酬は、在勤に係る手当等を含んだものとし、時間外勤務手当等に相当する報酬、期末・勤勉手当を確実に支給すること。また、制度の見直し、必要に応じた改正等を行うこと。
- 業務に必要な期間を任用すること。
- 休暇等の労働条件や福利厚生等の諸権利については、正規職員と同様とすること。
- 採用試験における受験年齢制限の撤廃、経験等による特別選考の実施等をすすめること。
- 再度の任用について、任用回数による制限、いわゆる「雇止め」を行わないこと。
- 経験年数等に応じ常勤化をすすめること。
- 民間法制適用である大学法人・私立学校、公立学校共済組合の医療現場等の非正規教職員について、無期転換の促進をはかるとともに無期転換ルール回避目的での雇止めをしないこと。

### 3-3 高齢雇用・雇用と年金の接続

#### [政策目的]

- 教職員全員が無理なく安心して65歳まで働くことのできる環境整備を前提に、雇用と年金の確実な接続、教職員の能力・経験を活かすことのできる働き方を実現する。

#### [具体策]

- 段階的な定年引上げ期間中の学校現場における具体的運用について、労使における十分な交渉・協議を行い、合意にもとづき実施すること。
- 文科省・教委は、新卒者の就業機会の確保や教職員の世代バランスをはかる観点から段階的な引上げ期間中における計画的な新規採用を可能とする措置を継続すること。
- 文科省・教委は、定年まで無理なく働き続けることのできる環境整備、少数職種において定年前再任用短時間勤務が可能となる職の確立等を実現するため、定数改善をはじめ必要な措置を講ずること。当面60歳以降の高齢期の働き方の改善をはかること。
- 役職定年となる校長・副校長・教頭・事務長については、能力・経験を活かすことができる職務を整備すること。特例任用については、要件を明確にし、恣意的な任用がなされないようにすること。
- 定年前再任用短時間勤務について、健康・介護等の事情や人生設計上の理由等により、定年前にやむを得ず退職せざるを得ないすべての教職員が、本人の希望により選択できるようにし、新規採用の確保や人件費削減等のために強制されるようなことがないようにすること。
- 60歳以後の多様な任用形態における任期、給与、勤務時間、職務内容等の相違など、60歳以後の制度に関し十分な情報提供するとともに、60歳以降の働き方の意思確認を確実かつ丁寧に行うこと。
- 地方自治体は、雇用と年金の確実な接続にむけ、再任用を希望する教職員全員が希望通り再任用されるよう措置すること。また、高齢期の生活を支える賃金や労働条件を確保すること。
- 本人の希望により多様な働き方が選択できるよう「高齢者部分休業制度」を拡充すること。

### 3-4 ワーク・ライフ・バランス、ディーセントワーク、そしてWell-being

#### [政策目的]

- 障害者差別解消法、障害者雇用促進法の趣旨の徹底をはかること。
- 育児・介護、治療など、仕事との両立を可能とする条件整備を行うこと。
- 職場におけるあらゆるハラスメントの防止にむけ、条件整備を行うこと。

#### [具体策]

- 障害の個別性に応じた職場環境、住環境、通勤等への配慮、介助職員の配置等につい

て合理的配慮及び整備をはかること。

- 男性の育児休業取得率向上と長期の育児休業の取得できる条件整備を行うこと。また、育児との両立支援を充実させ、検証を行うこと。
- 育児・介護、治療と仕事の両立のための法整備及び休みがとりやすい環境整備(代わりがいることや時間の確保など)や職場の意識改革、保護者や地域の理解に努めること。
- 難病等の病気休暇や、不妊治療等の特別休暇の要件を緩和すること。
- 病休等からの職場復帰にあたっては本人の意向を尊重し、過度な負担とならないようにすること。また、復帰後の職務軽減や職場の環境整備を行うこと。
- 労働施策総合推進法等一部改正をふまえあらゆるハラスメントの防止にむけ、事業主が雇用管理上講ずべき措置の徹底をすること。また、カスタマーハラスメント対策として対応窓口等を設定すること。
- 労働基準法において、時間外労働の上限規制や過半数代表者の適正選出など、労働者保護の基本原則を堅持すること。
- パートタイム・有期雇用労働法に基づく、同一労働同一賃金を実現するための具体的な施策を講じること。
- 解雇の金銭解決制度(解雇無効時の金銭救済制度)については、導入しないこと。

### 3-5 「指導が不適切な教員」の人事問題

【政策目的】

○ 職場復帰を前提とし、公平・公正性、納得性、公開性、透明性が確保された制度にする。

【具体策】

- 「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」の実施にあたっては、労使協議、苦情処理制度を確立するとともに、判定基準を明確にすること。
- 研修は現場復帰を前提に行い、研修と現場実践とを組み合わせる実践的なプログラム内容とすること。
- 地教行法による転任にあたっては、本人の意向を尊重し、また、本人の申出があれば、事前に研修するなど新しい職につく不安を解消すること。

### 3-6 雇用分野における男女平等

【政策目的】

○ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」を具現化し、だれもが仕事と生活の両立をしながら働き続けることができる雇用環境を実現する。

【具体策】

- 文科省・教委は、定年前退職者のうち、女性の割合が高いこと等をふまえ、実効ある長時間労働是正、労働安全衛生体制の確立等にとりくむこと。
- 教育委員会や学校において、教育長や教育委員、校長、教頭など意思決定機関への女性の登用を推進すること。特に、学校においては校長への女性の登用を一層促進すること。
- 自治体・教委は、改正次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法にもとづく行動計画の「進捗状況の公表」「すべての職員への周知・徹底」など着実な実施にむけとりくむこと。
- 文科省・教委は、学校教育において労働者の権利を学び、ジェンダーにとらわれない労働観・職業観を育てる労働教育を推進すること。
- 性別にとらわれない、あらゆる職種への男女の進出を積極的に推進するため、学校教育、職業能力開発、職業紹介、均等取扱等、関連する行政の連携強化をはかること。採用や入試の制度面における女性差別は速やかに是正すること。
- 改正男女雇用機会均等法を徹底すること。

## IV. ジェンダー平等、福祉・社会保障政策

### 1. ジェンダー平等社会の実現

#### 1-1 政策決定過程への女性の参画

【政策目的】

○ 政策や方針決定過程において、女性が積極的に参画できる体制を整えるとともに、男女格差を解消するためのポジティブ・アクションの導入や、女性のエンパワメントを推進する。

### [具体策]

- 「男性中心型労働慣行からの脱却と女性の活躍」を掲げた「第5次男女共同参画基本計画」を実効あるものとするため、男女格差の解消、労働時間規制の強化、非正規労働者の均等待遇など、ジェンダー平等社会を確立すること。
- 国・地方自治体・公共機関等は、女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に則って着実な目標達成をはかること。

## 1-2 男女の自立・平等・共生の教育

### [政策目的]

- 人権尊重を基盤にしたジェンダー平等社会を実現するために、学校をはじめ社会のあらゆる分野において連携し、ジェンダー平等を推進する教育・学習の充実をはかる。

### [具体策]

- ジェンダー平等教育指針の策定など、学校教育全体を通してジェンダーの視点を位置づけたカリキュラムづくりをすすめること。教育課程や行事、校務分掌等をジェンダーの視点で見直し、「隠れたカリキュラム」やジェンダー・バイアスの是正にとりくむこと。
- 管理職をはじめ教職員の男女共同参画やジェンダー平等に対する研修等のとりにくみを着実にを行うこと。
- ジェンダー平等の視点から、教科書の見直しや教材開発、学校の「性別で分けない名簿」をすすめるとともに、スクールセクシュアルハラスメントの防止にとりくむこと。
- すべての人が持つ属性であるSOGI(性的指向・性自認)についての理解を深めるための施策や、SOGIに関する差別やハラスメントの解消にむけてとりくむこと。
- 制服・体操服・水着等を含め、校則等を外国につながる子ども、性的マイノリティの子ども等すべての子どもに配慮したものとなるよう見直しを行うこと。
- 人権にもとづく包括的性教育が充実するよう、研修の実施や実践資料集等の発行にとりくむこと。また政府は、思春期における子どもの権利等にも配慮し、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の知識の普及や、望まない妊娠を防ぐ観点も含めた総合的な施策を推進し、生涯を通じた健康支援を行うこと。
- 第5次男女共同参画基本計画にもとづき、男性中心の働き方等を前提とする労働慣行を見直し、男女がともに暮らしやすい社会の実現をはかること。また、生活上困難に陥りやすい女性が増加している中で働き方の二極化にともなう諸問題への対策をすすめるとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶にむけてとりくみを強化すること。

## 1-3 ジェンダーの視点に立った社会制度・慣行の見直し

### [政策目的]

- 固定的性別役割分業意識を前提とした社会制度や社会構造を変革する。
- 人権を冒瀆する性の商品化や暴力を許さない社会にむけたとりくみを推進する。

### [具体策]

- 各種制度において、給付と負担を世帯単位から個人単位とし、性やライフスタイルの選択に中立な税・社会保障制度を確立すること。
- 政府は、女性の人権と平等を確保するため、個人通報制度と調査制度を有する女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准すること。
- 男女平等社会実現にむけて、「選択的夫婦別姓制度」の導入等、民法を改正すること。
- DV、デートDVやストーカー行為などあらゆる暴力の根絶にむけて、「生命の安全教育」への人権としての包括的性教育の導入など、周知・啓発をすすめること。また、全都道府県での相談支援センター棟の設置・周知など性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等の強化にとりくむこと。

## 1-4 共生社会の実現

### [政策目的]

- 障害者が安心して暮らすことができるための条件を整備する。

### [具体策]

- 地方自治体が作成した障害者活躍推進計画の周知及び遵守すること。
- 障害者の就労に関して合理的配慮が保障されるよう各自治体において周知すること。
- 障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法の合理的配慮指針等の自治体への周知・理解をすすめること。
- 改正バリアフリー法にともなう施設設備改善にむけ、自治体での予算化をはかること。
- 障害の個別性に応じた職場環境、住環境、通勤等への配慮、介助職員の配置等について合理的配慮及び整備をはかること。

## 2. 子どもの安全・健康権の確立

### 2-1 子どもの健康・安全

#### [政策目的]

- 健康診断については、子どもの人権・プライバシーを尊重するとともに、子どもの実態に即したものとなるようにする。
- 子どもの健康・安全のために放射線対策を行う。
- 安全で安心できる学校給食を提供できるよう体制づくりをすすめる。
- 学校・通学路の子どもの安全を確保する。
- 安全・安心な学校給食の提供のため財源の確保および環境整備をはかる。

#### [具体策]

- 小児生活習慣病予防検診・ピロリ菌検査など、学校保健安全法にない検診・検査等を行わないこと。
- 運動器検診については、学校現場の実態に即し、子どもにとって過剰な検診・医療とならないようにすること。
- 健康診断結果は個人情報であることから、子どもの人権・プライバシー保護の観点にもとづき、目的外使用をしないこと。
- 遺伝子検査である色覚検査を教職員に実施させないこと。
- 予防接種については、子どもの安全を第一に、子ども・保護者への十分な情報提供を行うとともに、医療機関での個別接種とすること。また、健康被害について、早急な情報収集と救済措置を行うこと。HPVワクチンについては、定期接種を見直すとともに、現在発生している健康被害への対応や救済措置等を行うこと。
- 「安全性・有効性・必要性」の観点から集団フッ素洗口・塗布を行わないこと。
- 子どもへの年間放射線量を1mSv以下とすること。また、放射性物質の子どもへの影響について、健康調査や健康相談等の対策を充実するとともに、早期発見・早期治療等の医療体制づくりを行うこと。国の責任において、学校、通学路、周辺地域の放射線量の測定と低域の対策を行うこと。
- すべての子どもが安全・安心な給食を、食べられる・楽しめるよう、食物アレルギー、障害に対する合理的配慮、宗教上の理由、その他に対応できる、施設設備の整備および充実をはかり、食材はじめ必要な物資等への財政措置をおこなうとともに、人的配置を行うこと。

- 学校給食は設置者の責任のもと、原則自校調理とすること。外部委託・民間委託を行う場合には、設置者の責任において学校給食衛生基準、学校給食設置基準の遵守を原則とすること。
- 地産地消給食をすすめるため、財政措置とともに、関係機関との連携、渉外等を設置者において行うこと。
- 保育所・幼稚園・高校など、義務標準法適用外の学校への給食提供を行わないこと。やむを得ず行う場合には、設置者の責任において必要な人的配置および施設設備の整備等を行うこと。
- 安全・防犯対策の確立にむけた、総合的な施策を構築するための予算措置をすること。学校の安全管理体制の確立と安全対策のために、学校現業職員の配置を促進すること。
- 通学路の安全整備を行うこと。また、交通量の多い地域については、歩車分離信号にするなど条件整備を行うこと。
- 大規模災害等、教育上特別な配慮が必要な場合、通常の教職員定数とは別に、継続的に必要な教職員が配置できるよう標準定数法に明記すること。
- 福祉・医療機関等の関係機関と連携をすすめるために、SC、SSWの予算措置を拡充すること。

## V. 組織政策

### 1. 平和・人権・環境と民主主義

#### 1-1 憲法理念の実現

#### [政策目的]

- 憲法前文・第9条を遵守し、「平和主義」を国際的に発展させる。
- 憲法は、国民の権利保障をはかるとともに国家権力の行使を制限する「立憲主義」にもとづくものであることをふまえ、「個人の尊厳」を重んじた社会を形成する。
- 第99条にもとづき、政府としてあらゆる政策に対して憲法を厳格に適用させる。

#### [具体策]

- 平和で民主的な国家の形成は、教育の力によるものであることをふまえ、平和・人権・共生・民主主義の教育を推進すること。

- 集団的自衛権の行使を可能にする立法や条約・協定の締結を行わないこと。
- 「立憲主義」「平和主義」に反する「安全保障関連法」は、廃止すること。
- 憲法が保障する基本的人権を侵すおそれがある「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)」、「特定秘密保護法」「重要土地利用規制法」を廃止すること。
- 「安全保障三文書」改定による「敵基地攻撃能力」の保有の閣議決定は、「立憲主義」「平和主義」に反することから撤回すること。
- 「緊急事態条項」の新設は行わないこと。
- 憲法改正案の発議については、国民的議論の場を設定するなど慎重にすすめること。
- 立憲主義や憲法理念、国民の権利等について学ぶ憲法教育をすべての学年において推進すること。

## 1-2 平和・人権政策

### [政策目的]

- 唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶を世界に訴える。
- 憲法9条の「戦力不保持」をふまえ、自衛隊の役割の見直しと縮小・改編をすすめる。
- 在日米軍再編強化・自衛隊との軍事一体化に反対し、米軍基地の縮小・撤去を行う。  
また、日米地位協定の抜本的な見直しをはかる。
- 平和、人権に関する国際諸条約を完全批准し、その実現のため国内での法・条例整備などを行う。また、国連、その他の機関からの勧告について、早期に解決する。

### [具体策]

- 核不拡散条約・包括的核実験防止条約などの発効と核軍縮にむけた国際的な行動を積極的に行うこと。
- 核兵器禁止条約への署名・批准を行うこと。
- 「非核三原則」を法制化するとともに、各自治体で「非核自治体宣言」「非核条例」の制定を行い、平和事業を推進すること。
- ヒロシマ・ナガサキでの実践に学び、あらゆる機会に学習・体験する場を積極的に設けること。
- ピョンヤン宣言にもとづいて日朝国交正常化にむけた交渉を再開するとともに、東北アジアの非核化にむけてとりくむこと。
- 武器輸出や他国との研究が自由化された「防衛装備移転三原則」を廃止すること。
- 防衛費を削減すること。

- 普天間基地問題を含め在日米軍基地の縮小・撤去を行うこと。また、辺野古への新基地建設を中止すること。
- 自衛隊の海外派遣は行わないこと。
- 全国へのミサイル配備の撤回や弾薬庫の建設を中止すること。
- 原子力空母の横須賀母港化を撤回するとともに、港湾・空港・道路等の軍事利用を行わないこと。
- オスプレイの配備を撤回するとともに、全国での低空飛行訓練を行わないこと。
- 在日・定住外国人に対する地位・権利・教育などにおける差別的待遇を改善するとともに、「地方参政権」を付与すること。
- あらゆる人種差別を禁止する包括的差別禁止法を制定すること。
- 部落差別、民族差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、部落差別解消推進法をふまえ、その救済をはかる「人権侵害救済法」を制定すること。
- 国籍や人種、民族に関係なく、すべての人権を保障するため、ヘイトスピーチ解消法を改正すること。
- 国内人権機関を設置すること。
- 部落差別によるえん罪事件である狭山事件の解決にむけて、提出されている新たな証拠などをもとに再審を早急に行うとともに、再審法を改正すること。
- 被爆二世・三世の健康不安解消にむけ、更なる制度の充実をはかること。
- 原爆被爆の実態、被爆二世・三世の実態を把握するための調査・研究を推進すること。
- 沖縄戦における「集団自決」に関する「教科書検定意見」を撤回するとともに、史実にもとづき「従軍慰安婦」「侵略」など加害の視点での教科書の記述をすすめるなど、近隣諸国条項を堅持すること。
- 学校・職場・地域で人権・平和学習を推進すること。

## 1-3 環境・エネルギー政策

### [政策目的]

- 脱原発社会の実現にむけて、基本法を制定する。
- クリーンで安全な自然エネルギーの推進にむけて、研究・開発を促進するとともに法制度を確立する。
- SDGsの達成にむけ、自然環境について理解を深める学習や事業を推進し、環境教育の充実をはかる

## [具体策]

- 「GX実現に向けた基本方針」(23年2月)「エネルギー基本計画」(25年2月)及び「2030年エネルギーミックス」(15年6月)を撤回するとともに、脱原発をめざし、あらゆる政策資源を投入すること。
- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」については、原発を活用せず、再生可能エネルギーを主力電源と位置づけること。
- 再生可能エネルギー推進を宣言し、自治体に政策立案の責務などを規定する「再生可能エネルギー促進条例(仮)」を制定すること。
- 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法」を根本的に見直し、プルトニウムの生成をとまなう核燃料サイクルと深地層への放射性廃棄物の処分計画を中止すること。また、核の平和利用を見直し、プルトニウム削減へのとりくみをすすめること。
- 原発震災に対する対策を強化し、防災体制づくりを推進すること。また、原子力災害対策指針について、東電福島原発事故の実態をふまえてPAZ(予防的防護準備区域)におけるEAL(緊急事態区分の基準)とそれにとまなう防護措置について改善すること。さらにUPZ(緊急防護準備区域)を拡大するとともに、OIL(避難基準)を引き上げること。
- 学校における原子力教育を推進するための都道府県対象事業(教員研修、副教材の作成・購入、見学会など)、原子力体験セミナー、高等学校における原子力人材育成などを対象とした文科省の「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」を見直すこと。
- 大規模災害の教育・生活復興については、子ども・保護者の意見も十分にふまえ、子どもの最善の利益を保障するものとなるようにすること。
- 廃棄物の削減を推進するとともに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)をふまえた政策を実現すること。
- 温室効果ガスの削減にむけて、地域の企業と連携して省エネルギーを実践すること。
- 子どもが主体的にエネルギーや環境について学習することができる場を確保するとともに、災害時に学校が待機・避難所となることから、学校施設での太陽光発電システム、再生可能なエネルギーの実用化を推進すること。
- 専門機関による放射線量の測定を行い「学校版放射線量マップ」を作成し公表すること。
- 「原発事故子ども・被災者支援法」にもとづき、近隣県を含めた健康診断や医療費減免などの具体的施策の策定を、被災者の意見をもとに早急に行うこと。また、19歳以上の福島県民の甲状腺にかかわる医療費の無料化を早急に実施すること。

- 原発事故による避難者への住宅支援等の補償を行うこと。
- 関税の引き下げや撤廃、輸入割当の拡大などによる国内産業への影響が懸念されることから、早急に見直し、対応を行うこと。

## 2. 国際交流・国際連帯

## 2-1 国際連帯

## [政策目的]

- 国際産業別労働組合組織(GUF)の1つである教育インターナショナル(EI)の主要目標「万人のための質の高い教育」をはじめ、次の課題を実現する。
  - 子どもの権利条約の完全実施
  - 人権・労働組合権及び教職員の専門性・地位の改善
  - 教育におけるあらゆる差別の根絶

## [具体策]

- SDGsにもとづき、すべての子どもたちが無償かつインクルーシブな初等教育にアクセスできるよう、「万人のための質の高い教育」の実現にむけ、教育予算の拡充、教職員の定数改善などにとりくむ。
- 公教育の民営化・商業化は、SDGsの理念に反し、持続可能な経済・社会の実現を妨げることから、国際的な教育産業による公教育への参入を抑制すること。
- 結社の自由・団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の撤廃、安全で健康的な労働環境の5分野から成るILO中核的労働基準など、人権、労働組合権、ジェンダー平等に係るILO条約の早期批准・国内適用法整備および実現にむけてとりくむこと。

## VI. 専門部

### 1. 専門部

#### 1-1 幼稚園・認定こども園教職員

##### [政策目的]

○子どもの権利条約をふまえ、一人ひとりの子どもたちの就学前からの育ちを保障するため、教育条件の改善・教職員の勤務労働条件の改善をすすめる。

##### [具体策]

- 幼稚園設置基準を見直すとともに、養護教諭や事務職員を必置とするなど学校教育法第27条に定める必要な教職員の配置をすすめること。
- 身分保障・賃金を義務制教員と同等に改善し、教育職(三)表の全員適用をはかること。
- 子ども・子育て支援新制度をすすめるにあたっては、教職員の処遇改善、身分保障や研修の充実等をはかること。また、地域の状況をふまえ、安易な公立幼稚園の統廃合につながらないようにすること。
- 認定こども園の設置については、子どもの最善の利益が保障されるように、施設・教職員などの拡充をはかること。また、保育教諭の免許取得に関しては講習等が受けやすい環境を整えること。
- 教育公務員特例法に基づき、幼稚園教諭・保育教諭等が自主的に研修を受ける機会を保障すること。
- 幼稚園の預かり保育については、教職員の時間外勤務の要因とならないよう、保育士の配置を拡充すること。
- こども誰でも通園制度において、幼稚園教員や保育士等の過度な負担とならないよう、十分な人員配置と予算措置を行うこと。

#### 1-2 事務職員

##### [政策目的]

○事務職員が校務運営上効果的に機能するよう、職務の明確化をはかり権限と責任の付与、処遇改善を行うとともに、定数改善を行うこと。

##### [具体策]

- 学校教育法の事務職員の職務規定「事務をつかさどる」改正・文科省通知をふまえ、事務職員の職務職責が明確になるよう県・市町村教委の条例・規則等改正を行うこと。
- 事務機能の強化のため、学校事務に係る権限の一部を事務職員に委任し、責任と役割が明確になるよう位置づけること。
- 時間外勤務手当の義務教育費国庫負担金の財源を給与の6%から7%に引き上げること。
- 職務職責に見合った級の格付けとすること。
- 複数配置基準の引下げ、共同学校事務室への定数加配、就学援助定数の改善、高校事務職員の定数など計画的改善を行うこと。
- 事務長配置を推進すること。
- 国6級格付けについて、国庫負担の給与財源措置を継続すること。
- 政令市の事務職員の給与水準については、県職員との均衡をはかり改善すること。また「学校事務採用」を継続し、任用一本化を行わないこと。
- 知事部局や教育委員会との任用の一本化は、学校における事務職員の専門性の育成とならないことから学校事務職員として採用すること。また、任命権者の責任において育成指標等をもとにした研修制度の構築をはかること。

#### 1-3 養護教員

##### [政策目的]

○すべての幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校に養護教諭を配置し、子どもの健康権を確立する。

##### [具体策]

- 幼稚園、高校の養護教諭を必置職員とするため、学校教育法の改正を行うこと。また、養護教諭を置かないことができるとする学校教育法附則第7条を撤廃すること。
- 特別支援学校高等部への養護教諭の配置については、必置とすること。
- 高等部のみを置く特別支援学校及び特別支援学校高等部への養護教諭の複数配置基準を設けること。
- 養護教諭の複数配置基準引下げを早期に実現すること。

## 1-4 現業職員

### [政策目的]

- 子どもたちが安心して学べる場を保障するため、すべての学校に正規の現業職員を配置し、学校の安全・安心に関する施策を確立する。

### [具体策]

- 「学校安全対策基本法」を制定し、防災・減災の観点からも、学校の安全・安心を保障するため、施設・人的配置を含めた総合的な政策を確立すること。
- 環境整備、給食調理、農場、介助、船舶などに従事する現業職員を、学校保健法等の一部を改正する法律の附帯決議に盛りこまれた「専ら学校安全に従事するもの」の専門職として法的に位置づけ、学校安全のための人的な配置を確保すること。
- 安全な学校給食を確保するため、早期に学校給食衛生管理基準を達成すること。
- 「専ら学校安全に従事するもの」については、職務能力を向上させるために必要な資格取得や研修の機会を保障すること。また、その職にふさわしい処遇を確保すること。
- 労働安全衛生法にもとづく学校施設の改善等をはかること。

## 1-5 栄養教職員

### [政策目的]

- 学校給食を活用した食教育を充実させる。
- 栄養教職員の労働条件・環境を改善し、食教育の推進・学校給食の改善にとりくむ。

### [具体策]

- 栄養教諭の採用を促進すること。また、学校栄養職員の栄養教諭への移行促進をはかること。
- 栄養教職員の配置基準を見直し、全校配置とすること。
- 共同調理場の配置基準について乗ずる率を改善すること。また、義務標準法で定める上限を超えている施設があることから、配置基準の上限を引き上げること。
- 栄養教諭の代替職員は栄養教諭とし教育職給料表を適用すること。
- 保育所や高校など義務標準法で定められた以外の学校等への給食提供業務を栄養教職員に行わせないこと。業務を行わせる場合には、必要な人員配置および施設設備の整備等を行うこと。

## 1-6 実習教員

### [政策目的]

- 実験実習教育のより一層の充実をはかるために「実験・実習」のプロパーである「実習教員」が意欲と誇りを持って働けるような制度を確立する。

### [具体策]

- 理科及び特別支援学校に勤務する実習教員に教員免許状取得を可能にする法改正等「実習助手」制度を改革すること。
- 当面、各都道府県段階において呼称として「実習教諭」などを用いるよう措置すること。
- 職員会議への参加、校務分掌への位置づけ、教育活動領域の拡大、授業時間の明定など、実習教員の意欲と教育力量が十分発揮できるよう条件整備をはかること。
- 各都道府県において教員免許状取得(実習)のための単位認定講習を開催し、参加希望者に対する弾力的な運用と情報提供につとめること。
- 実習教員を「本務外」職務の担当者として安易に採用しないこと。

## 1-7 学校図書館職員

### [政策目的]

- 学校図書館教育の充実、教育職2級、専任、現職者移行の原則にもとづく専任司書教諭制度を確立する。

### [具体策]

- 司書教諭の専任配置を法制化すること。
- 教育の継続性や指導の観点などから学校司書を専任配置し、民間委託・非正規化を行わないこと。
- 安心して学校図書館教育に専念できるよう、学校司書の待遇改善や教育条件整備をはかること。
- 学校図書館予算を充実すること。
- 「学校図書館図書整備等5か年計画」が実効あるものとなるよう学校図書館の整備充実をはかること。

## 1-8 寄宿舎教員

### [政策目的]

○ 寄宿舎を「通学保障の場」から「自立と社会参加を培う場」へ転換をはかる。

### [具体策]

- 学校教育法に寄宿舎の設置目的として「生活教育」を位置づけること。
- 子どもたちの健康と安全を保障できるように、寄宿舎指導員の定数改善を行うこと。
- 障害者権利条約の理念にそって、設置されている特別支援学校以外の児童・生徒の受け入れが可能になるよう整備すること。
- 生活教諭制度を確立すること。
- 断続勤務(宿直勤務)については、労働基準法を遵守するとともに、働き方改革をすすめること。